

災害予防編(共通)

第1部

総則

第1章 計画作成の目的

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、町民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、八頭町（以下「町」という。）の地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関し、町及び町内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「公共的団体等」といいます。）が処理すべき事務又は業務の大綱等を含め、防災に関する基本的事項を総合的に定めて防災活動を総合的かつ計画的に推進することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とします。

【「災害」の定義】

〔災害対策基本法第2条第1号〕

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害

第2節 自然条件の特性と既往の災害

1 地勢

本町は、鳥取県の東南部に位置し、東は若桜町、北及び西は鳥取市、南は智頭町にそれぞれ接しています。

また、周囲には扇ノ山など1,000mを超える山々に囲まれており、これらを源流とする大小多数の河川が合流して八東川となり、さらに千代川を経て日本海に注いでいます。

この八東川は、本町を東西に横断する形で蛇行し、その流域には帯状に耕地が開けており、こうした地形を活かして、古くから農林業が盛んで、現在も稲作を中心に、梨、柿、リンゴなどの果樹栽培も行われています。

2 地形

本町の約80%の土地はおおむね山林、原野におおわれており、勾配は急峻にして保水能力に乏しく、崩壊の危険性のある部分が数多く存在しています。この急峻な山から発する河川は、いずれも日本特有の急勾配流路延長の短い形状で、降水の流下は短時間のため、特に水害に対する警戒には、厳重を要します。

3 気象

本町の気象は、日本海型に属する山陰特有の気候で、年間を通しての降水量は山陽地方に比較して多い。

冬は、北よりの季節風が、日本海の湿った空気を運び、降雨、降雪の日が多くなり、豪雪地域に属する本町にあっては、たびたび大雪で、雪害が発生しています。

春は、移動性高気圧の影響で、南よりの乾燥した風が強く、フェーン現象を引き起こし、火災の原因となります。異常乾燥の状態もこの時期に多い。

梅雨期には降水量が多く、再々集中豪雨で水害を引き起こすとともに、日照時間が減少して低温、冷夏の原因となることもあります。

夏から秋にかけては、台風の最も接近する時期で、家屋の倒壊等大きな風水害を引き起こす危険性が高い。

4 災害

1 災害記録

(1) 水 害

明治、大正、昭和初期までは、度々人命を奪うような被害を被ったが、昭和初期より河川改修が行われたため、甚大な被害を伴う大水害は減少しました。

しかし、昭和28年、昭和34年（伊勢湾台風）、昭和36年（第2室戸台風）、昭和51年、昭和54年の台風などでは、護岸の決壊、道路・橋梁や田畑の流失、山地の崩壊、などの被害が発生しています。

近年では平成16年9月の台風21、23号で河川や農業用施設に多大な被害が発生しました。

近年、コンクリート護岸、永久橋、砂防堰堤などの整備が進み、人的被害を伴う大きな水害は発生していません。

(2) 火 災

火災については、過去幾多の大火が発生しています。昭和27年には福地部落で7戸を全焼、昭和35年には中南部落で部落全焼に近い大火、昭和36年には下野で7戸が全焼、昭和49年には姫路部落で8戸が全焼しています。

近年、消防施設・設備の充実に伴い集落を全焼するような大火災は発生していませんが、小規模な火災は毎年数件発生しています。

(3) 急傾斜地崩壊

昭和51年横地地域の通称「栃山」で地すべりが発生し、約3万立方メートルの土砂が、町道を横断し、細見川に流出しました。また、平成7年大江で裏山から落石があり、民家の居間を直撃、家屋の一部が損傷しました。幸い人命に被害はありませんでしたが、家屋移転を余儀なくされました。

(4) 地 震

昭和18年の鳥取地震、平成7年の阪神淡路大震災、平成12年の鳥取西部地震では揺れを感じましたが、記録に残すほどの被害は生じていません。

2 災害に関する特異現象

本町の河川は、いずれも急勾配で大きく蛇行して流れており、降雨から流下するまで時間が短く、鉄砲水となるため、非常に危険を伴います。

森林の荒廃による山地の崩壊、土石流の発生、道路開設や宅地開発などに伴う人為的二次災害の危険性はむしろ強まっています。

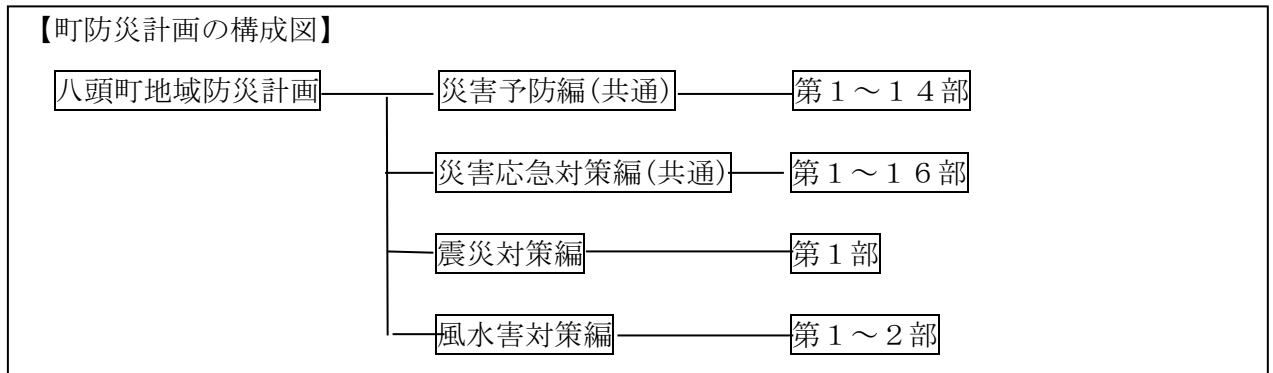
また、河川等の水利条件が悪く、防火水槽の不足、上水道の未整備地域における消火栓不足などにより、特に老朽化した木造住宅が密集した地域において、春季のフェーン現象の悪条件が重なれば、大火災の危険性は高い。

さらに、豪雪地域に属する本町にあっては、一夜に数十センチの積雪があることは珍しいことではなく、地震災害や火災災害時の初期消火、救助作業等の妨げとなって、甚大な被害を引き起こす危険性があります。

第3節 計画の構成

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき八頭町防災会議（以下「町防災会議」という。）が作成する八頭町地域防災計画（以下「町防災計画」といいます。）です。

なお、町防災計画の構成は、次のとおりです。



第4節 計画の基本方針

この計画は、町及び公共的団体等の責任を明確にするとともに、総合的かつ計画的な災害対策の整備及び推進を図るものであり、町防災計画の樹立及び推進にあたっては、次に掲げる事項を基本とします。

- 1 災害時の被害を最小化する「減災」の考え方に基づく自主防災体制の確立など災害対策の実施
- 2 町、県等の防災関係機関及び町民、事業所のそれぞれの役割と相互連携
- 3 町民、事業者の自助、共助の取組の促進
- 4 災害に強いまちづくりの推進
- 5 防災関係機関相互の協力
- 6 関係法令の遵守
- 7 女性、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者「以下「要配慮者」という。」）をはじめとする町民の多様な意見の反映
 具体的には、次に掲げる項目に配慮するものとする。
 - ア 実施体制について、どちらか一方の性別に偏ることなく、両性の意見が十分反映できる構成とすること。
 - イ 意志決定、住民ニーズの把握などを行う場合は、対象となる被災者についてどちらか一方の性別に偏ることなく、被災者の声、意見、要望などを十分反映すること。
 - ウ 災害時の応急対策や避難所等での救援対策について、病気や障がいの有無、性別による違いなどを十分反映した対策とすること。

第5節 災害対策基本法に基づく他の計画との関係

この計画は、災害対策基本法第40条に掲げる防災に関する計画は、この計画と矛盾し、又は抵触するものであってはなりません。

第6節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認める場合は、これを修正します。

第7節 計画の周知徹底

防災関係機関は、日頃から訓練、研修、広報その他の方法により、この計画の習熟及び周知徹底に努めるものとします。

1 防災研修及び訓練の実施

防災関係機関はもとより、一般企業、団体等においても災害を未然に防止し、災害による被害を軽減するため、町民の参加を得て、防災に関する研修及び訓練を実施するよう努

めるものとしてします。

2 防災広報の徹底

防災関係機関は、町民及び事業所の防災に対する知識の普及及び意識の啓発のため、あらゆる機会をとらえ、広報媒体等を利用した広報の徹底を図るよう努めるものとしてします。

第2章 防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び災害教訓の伝承

第1節 目的

この計画は、町及びその他防災関係機関等が、その職員及び住民に対し、防災意識の高揚及び災害の予防又は災害応急措置など防災知識・技術の普及啓発を図り、災害教訓を伝承していくことで、より効果的な災害対策の実施を図ることを目的とする。

第2節 実施方針

1 実施責任者

町及び防災関係機関は、住民及び各々の組織の職員等に対し、災害予防及び応急対策に万全を期するため、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚及び災害教訓の伝承を図るものとする。

2 実施方法

(1) 防災研修会、防災講演会等の開催

町民は、県及び防災関係機関の防災研修会や防災講演会等に積極的に参加し、防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚に努める。また、鳥取県自主防災活動アドバイザーの派遣等積極的な支援を行い、住民が防災活動への取り組みをしやすい環境づくりに努めるものとする。

(2) 防災教育の推進

第1部第5章「防災教育」を参照。

(3) 広報媒体の活用

町は、新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ、広報誌、パンフレット及びリーフレット等を活用して住民等に対して効果的な広報等を行い、防災に関する知識の普及啓発及び防災意識の高揚を図るものとする。

また、町ホームページ・防災マップ等により、災害に対する日ごろの備えや、災害が発生した際にとるべき適切な行動等についての普及啓発や気象等の特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報等の情報及び地震に関する情報の提供を積極的に行うこととする。

(4) 体験型施設等の活用

町は、県の災害体験型施設等を活用して住民等に自然災害(地震や台風など)の怖さ、備え方などを効果的に伝え、防災意識の高揚を図るものとする。

ア 県内の体験型施設等

県保有起震車(愛称 グラットくん)

- ・震度1から震度7まで9つの震度階の揺れを再現可能
- ・関東大震災等の過去の大地震の再現に加え、近い将来発生するとされている東海地震等を想定した揺れを再現可能

(5) 消防団及び自主防災組織との連携

町は、消防団及び自主防災組織が自ら行う演習訓練等の機会をとらえて防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚を図るとともに、消防団と自主防災組織とが連携した態勢の構築を促進するものとする。

(6) 避難行動要支援者に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

町は、避難行動要支援者には、自治会等を通じた避難訓練等により防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚を行うものとする。

(7) 男女共同参画の視点を入れた普及啓発

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した普及啓発に努めるものとする。

(8) 災害教訓の伝承

町は、防災関係機関に対して過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料等を広く一般の人々に公開に努めるよう働きかけ支援するものとする。

3 実施時期

普及内容により、行事は過去に大きな風水害等が発生した日や各種の防災週間・月間などの効果的な時期を選んで行うものとする。また、内容に応じて、年間を通して計画的に実施するものとする。

	各種防災週間等	期 日
1	防災の日	毎年9月1日
2	防災週間	毎年8月30日から9月5日まで
3	水防月間	毎年5月1日から5月31日まで
4	土砂災害防止月間	毎年6月1日から6月30日まで
5	山地災害防止キャンペーン	毎年5月20日から6月30日まで
6	防災とボランティアの日	毎年1月17日
7	防災とボランティア週間	毎年1月15日から21日まで
8	鳥取県西部地震発生の日(平成12年10月6日発災)	毎年10月6日
9	鳥取地震発生の日(昭和18年9月10日発災)	毎年9月10日
10	雪崩防災週間	毎年12月1日から7日まで

第3章 防災訓練

第1節 目的

この計画は、下記に関する事項を目的として実施するものである。

- ・町民の防災に関する意識の高揚と知識の向上
- ・防災関係機関の平時からの組織体制の機能確認、評価、実効性の検証
- ・防災関係機関相互の協力の円滑化

第2節 基本方針（防災訓練を実施する場合の指針）

1 実践的、効果的な訓練の推進・評価

(1) 準備段階

- ・シナリオ（状況設定、被害想定、応急対策事項）をより実践的に作成
- ・防災関係機関、自治会・住民の役割を確認
- ・問題点等の抽出発見に努め、防災体制の実効性の検証を実施

(2) 訓練方法

- ・実動訓練、図上訓練等で実施

(3) 訓練終了後

- ・アンケート実施
- ・問題点の取りまとめ（参加者からの意見聴取等）
- ・訓練の客観的な分析・評価（参加者からの意見聴取等による）
- ・訓練の在り方、マニュアル等の見直しを行い実効性のある防災体制の維持、整備

2 広域的な訓練の推進

- ・消防、警察、自衛隊等と緊密に連携し広域的なネットワークを活用した訓練の実施
- ・相互に締結した協定等に基づく応援訓練の推進

3 広報の充実・町民参加型訓練の工夫・充実

- ・町民が積極的に参加できるよう訓練内容を工夫・充実
- ・マスコミと連携を図り、防災訓練の広報の充実
- ・町民に対する防災に関する知識習得、意識啓発の機会となるよう工夫

4 計画的な訓練の推進

- ・各種図上訓練等による計画的な訓練の実施
- ・日ごろからの自己研さん・自己啓発
- ・防災担当者不在時のバックアップ体制整備
（各業務ごとに担当者不在を想定）

- ・組織的な体制作り
- ・防災担当者の災害対応能力の向上

5 訓練後の評価等

町及びその他防災関係機関は、各訓練の実施結果について検討・評価を行い、課題等を明らかにし、今後の防災体制の改善に反映させるものとする。

第3節 訓練計画

訓練の企画立案並びに実施に当たっては、地域の特性や季節的な要因等を考慮するとともに、防災関係機関、地域住民等の参加を得て、より実践的なものとなるよう努めるものとする。

1 総合防災訓練

(1) 訓練の意義

以下のとおり、災害発生時の初動体制を直接に担う町が関係防災機関、住民、事業所等との連携、協力を得て、地域の防災体制が十分その機能を発揮するよう努めることが必要である。

- ・自衛隊等の関係機関と協力
- ・自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、地域住民等と相互に適切な役割分担

(2) 地域の実情に応じた訓練

- ・過去の災害履歴等を踏まえ、特に訓練の必要性が高い災害を想定
- ・地域の実情に即して訓練を実施

- (3) 住民が防災を考える機会の提供
 - ・地域住民の意見、提案等が反映されるよう努める（計画作成、結果分析、評価）。
 - ・訓練内容、住民参加、広報の方法や形態について工夫
- (4) 地域住民等の連帯による自主的な防災訓練の普及推進（地域防災力の向上）
 - ・幅広い層の住民が参加する訓練の普及に努める。
 - ・地域の防災拠点（学校等）における訓練実施の推進
 - ・事業所、ボランティア等が実施する訓練に住民や他の関係機関が参画
- (5) 防災知識の普及・災害に強いまちづくりの推進
 - ・地域の自然的・社会的条件に関する正しい知識の普及（過去の災害の教訓を伝承）
 - ・家屋の耐震構造の強化等について積極的に周知
- (6) ボランティア団体等との連携
 - ・訓練への参加を求め、可能な連携に努める。
- (7) 集中豪雨時等における情報伝達及び避難行動要支援者の避難訓練
 - ・集中豪雨発生時等の情報収集、避難準備情報・避難勧告・指示の発出及び住民に対する情報伝達
 - ・高齢者等の避難行動要支援者への情報伝達、避難支援、救出
- (8) 緊急地震速報を取り入れた訓練の実施
 - ・訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等により、地震速報を受けて適切に行動できるよう訓練する。

2 災害警戒本部、災害対策本部（現地災害対策本部）運営訓練

町及び防災関係機関は、災害発生時における本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集、情報収集、分析等本部の運営を適切に行うため、災害警戒本部、災害対策本部（現地災害対策本部）運営訓練を実施する。

3 水防訓練

町は、住民の防災意識の高揚と普及啓発及び出水時における水防体制の万全を期するため水防訓練を実施するものとする。

実施時期、実施方法についてはその都度定めるものとし、その訓練項目は水防計画に定められているものを主体とする。

4 消防訓練

消防機関及びその他防災関係機関は、災害時において消火、救助活動に当たる消防機関の消防戦術上における活動を円滑にするため、消防訓練を実施するものとする。

訓練は、消防署、町消防団、自主防災組織が単独、合同で行うものし、また実施時期等については、それぞれの機関において年次計画を樹立し、随時行うものとする。

5 避難救助訓練

町は、避難その他救助の円滑な遂行を図るため、必要に応じて警察署、消防等関係機関の協力を求め、避難救助訓練を水防、防災訓練等と併せて実施するものとする。図上訓練の実施に当たっては、避難場所、避難経路の確認、誘導方法等の訓練を実施するものとする。

なお学校、社会福祉施設、事業所等不特定多数の者が出入りする施設にあっては、収容者等の人命保護のため特に避難についての設備を整備し、消防計画に基づき訓練を実施する。

6 情報伝達訓練

町は、災害発生時に各種の情報が迅速かつ確実に伝達されるように、各設備及び機器等の点検・習熟を図り、災害時を想定して情報の伝達訓練を行うものとする。訓練を実施する時期は県等の調整を図って行うものとする。

7 非常通信訓練

町は、台風、雪害等の災害発生による有線通信の途絶、電力線の故障等の場合を想定し、非常通報を迅速、確実に伝送するように行うものとする。

8 非常招集訓練

町は、災害対策活動の従事者が有事に際し、短時間に参集できるよう、次の項目に留意して、非常招集訓練を実施する。

- (1) 招集対象者
- (2) 招集の基準及び区分

- (3) 業務分担、配置要領
- (4) 招集命令の伝達方法
- (5) 集合の方法、所要時間

9 救急医療訓練

- (1) 町は、県、消防署、医療機関その他防災関係機関と連携し、災害時における救急医療を迅速、的確に行うため、防災訓練等と併せて救急訓練及び傷病者受入訓練等を計画実施するものとする。
- (2) 訓練実施に当たっては、集団的に死傷者が発生した場合は人員等の資源が限られることを想定し、関係機関相互の連携に重点をおいて実施するものとする。

10 簡易型災害図上訓練（DIG）

町は、自治会、学校、事業所等に対して、防災意識の高揚及び地域防災力向上のために、災害発生時を想定して対応・対策等を考える簡易型の災害図上訓練を推進し実施するものとする。

11 避難所運営訓練

町は、災害時の避難所の円滑な開設、運営を図るため、関係機関や地域住民等の協力を得て避難所運営訓練を実施するものとする。

第4章 町民の防災活動

第1節 目的

この計画は、町民が、「自助」「共助」の考え方にに基づき、災害による被害を少しでも軽減し、又はなくすために様々な取組を実施することを目的とする。

第2節 防災及び危機管理の基本的な考え方

防災及び危機管理は、次に掲げる事項を基本として、町民、事業者、町、県及び国の機関がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携して行うものとされており、町民もその役割を果たすことが求められている。

また、災害が発生した場合は、住民による避難所の運営その他の人と人との絆の強さを生かして地域で自主的に行われる共助の取り組み「災害時支え愛活動」を、町民、町等が相互に連携して積極的に取り組むものとする。

- (1) 自助（自己の生命、身体及び財産を自ら守ることをいう。）、共助（住民が互いに助け合ってその生命、身体及び財産を守ることをいう。）及び公助（町、県又は国が住民の生命、身体及び財産を守ることをいう。）の取組を総合的に推進すること。
- (2) 災害及び危機の発生は避けられないことを前提として、それによる人の生命、身体及び財産に対する被害を少しでも軽減し、又はなくすという目標を達成するために、状況に応じて予防対策、応急措置、復旧対策等の様々な取組を積み重ねていくこと。
- (3) 災害及び危機の発生頻度及び発生した場合における被害程度の予測に基づく災害及び危機の危険性に関する情報を交換し、及び共有すること。

第3節 町民及び事業所の責務

町民及び事業所（以下「町民等」といいます。）は、災害対策基本法第7条第2項の規定に基づき、自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加するなど防災に寄与するように努めなければならないこととされています。

町民等は、「自らの生命は自ら守るため、自ら危険を察知して適切な行動をとる(自助)」、「自分たちの地域は自分たちで守る(共助)」という考えに立ち、災害を未然に防止し、災害による被害を最小限に抑えるため、日頃から自らの地域について知り、防災に関する知識を身に付け、災害に対する準備並びに防災研修及び訓練等への参加に努めるものとします。

また、災害発生時においては、自己の安全を確保しつつ、相互に協力して応急対策活動の実施に努めるものとします。

なお、具体的には、次のような活動の実施に努めるものとします。

1 日頃の活動

(1) 町民

- ア 町民一人ひとりが気象、災害等の基礎知識を身につけます。
- イ 家族で最寄りの避難所、自宅からの避難ルート、安否確認の方法等の防災対策について話し合い、防災知識の普及を図ります。
- ウ 家の中、周辺地域にある危険なところを確認し、家屋の耐震補強、家具の転倒防止等の安全対策を講じます。
- エ 災害に備え、3日分の食料、飲料水及び生活必需物資等の非常持ち出し品を入れた非常持ち出し袋を準備します。

【非常持ち出し品の例】

- ・ 食料、飲料水（3日分）
- ・ 救急用品
- ・ 携帯ラジオ、懐中電灯
- ・ 衣類、マスク、タオル、ティッシュ、オムツ、靴等の生活用品
- ・ 現金、通帳、免許証、健康保険証のコピー

- ・ その他家族の状態に応じた物品（粉ミルク、処方箋等）等

オ 地域で行われる防災訓練又は防災研修会等へ積極的に参加します。

カ 自主防災組織、八頭町消防団（以下「町消防団」という。）の活動に積極的に参加します。

(2) 地 域

ア 集落を単位とした自主防災組織を結成します。

イ 集落単位で防災訓練又は防災研修会等を実施し、地域における防災体制の整備及び防災知識の普及を図ります。

ウ 自主防災活動に必要な防災資機材の整備を行い、防災力の強化を図ります。

(3) 事業所

ア 事業所で防災訓練又は防災研修会等を実施し、事業所内における防災体制の整備及び防災知識の普及を図ります。

イ 地域と連携して積極的に防災対策の推進を図ります。

2 災害時の活動

住民による一時避難所等の運営、避難行動の助け合い、声掛け、食料や物品の提供等の取り組みに対して町等とそれぞれの役割とともに相互に連携して実効性を確保するものとする。

(1) 町 民

ア 気象情報及び災害情報の収集に努めるとともに、必要に応じて自主的に避難します。

イ 地域で行われる自主防災活動に積極的に参加します。

(2) 地 域

ア 初期消火、救出救助、被害情報の収集及び伝達等の自主防災活動を実施し、被害の拡大防止を図ります。

イ 自主防災活動の実施にあたっては、災害時要援護者に必要な支援を実施します。

ウ 町及び防災関係機関と連携、協力して防災活動を実施します。

(3) 事業所

ア 災害時における従業員及び利用者の安全確保並びに経済活動の維持を図ります。

イ 地域と連携して積極的に防災対策の推進を図ります。

第4節 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第5章 防災教育

第1節 目的

この計画は、児童及び生徒等（この章において以下「児童等」という。）が、自然災害等の危機について正しく理解し、自らの判断で防災・減災に繋がる行動がとれるよう、学校における防災教育を積極的に推進することを目的とする。

第2節 実施の方向性

1 ねらい・効果

防災教育は、児童等一人ひとりが次に掲げる能力を身に付け、「生きる力」を涵養し、能動的に防災に取り組むことができる人材を育成するために行うものである。

- ①自然災害などの危機から自らの身を守るための行動ができる能力
- ②生命を尊重し、進んで周囲の人々や地域の安全に貢献する能力
- ③自然災害発生のメカニズムをはじめ、それぞれが暮らす地域の自然環境、災害や防災について理解する能力

2 基本方向

(1) 学校における児童等に対する防災教育の充実

児童等が防災対応能力を培うことを目的として、学校の教育活動全体を通じて、総合的、体系的に防災教育を推進する。更に、地震に関する体系的な防災教育の普及、身近な防災教育として、土砂災害、風水害に関する防災教育の普及も進めていく。

(2) 防災対応能力を有する教職員の養成

学校における防災・危機管理を担い、児童等への防災教育に対して指導的役割を果たすことができる教職員を養成する。

(3) 家庭・地域社会との連携

学校における防災教育に家庭や地域社会の参加・協力を得ることと合わせ、家族や地域社会の一員であることの自覚を持った人材を育成するため、さまざまな場面を通じて家庭や地域社会との連携を図る。

3 推進方策

(1) 児童等を対象とした施策

ア 児童等の発達段階に応じた形で、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動における教育内容に防災や危機管理の視点を取り入れ、学校における教育活動の全体を通じて防災教育を総合的かつ体系的に推進する。

イ 児童等が実践的な災害対応能力を身に付けられるよう、専門家の指導・助言を受けるなどして、学校の防災訓練の充実化を図る。

ウ 学校の授業に、地域の災害史や危険箇所マップづくり、地域防災活動の実践者や被災者による講話などを取り入れることにより地域社会との連携を深める。また家族で災害発生時の対応を話し合うことや地域の防災訓練へ参加することなどを促進する。

(2) 教員を対象とした施策

ア 教員を対象とした防災研修会や、その他関係機関が実施する研修等の機会を活用し、防災教育の実施について具体的な手法を提示するとともに、災害発生時の指示や誘導、初期消火、応急手当等が的確に行われるよう、専門的な知識・技能の習得及び向上を図る。

イ 防災教育に活用できる教材や資料を配布し、各学校の教育目的と児童等の発達段階に応じた、教職員による防災教育の実施を促進する。

災害予防編(共通)

第2部

組織体制計画

第1章 防災体制の整備計画

第1節 目的

この計画は、あらかじめ防災関係機関の防災体制を整備することにより、災害予防対策及び災害応急対策活動の円滑な実施を図ることを目的とします。

第2節 自然条件の特性と既往の災害

昨今の異常気象により、日本中で過去に例を見ないような集中豪雨等が頻発し、過去の経験からは推し量れないような甚大な災害を引き起こしている。

また、我が国における地震活動についても活発化しており、近年では全国的に大規模地震が頻発し、東海・東南海・南海地震や、首都直下地震等についても、発生の切迫性が高まっています。

これらの自然災害は、本町においてもいつ発生してもおかしくない状況にあり、これまで以上に警戒するとともに、防災体制の整備が必要になっています。

第3節 町の体制

1 平常時及び災害時の防災体制

(1) 八頭町防災会議

町防災会議は、災害対策基本法第16条の規定に基づき設置され、平常時においては、町防災計画の修正及び同計画に定める諸施策の推進を図るとともに、災害時には、災害情報の収集及び防災関係機関相互間の連絡調整等を実施するものとします。

(2) 八頭町災害対策本部

八頭町災害対策本部（以下「対策本部」という。）は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、町内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、町長が必要と認めた場合に設置するものとします。

(3) 八頭町災害警戒本部

八頭町災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）は、対策本部の設置に至らない段階で、風水害等に対する警戒のため、町長が必要と認めた場合に設置するものとします。

2 防災組織の体制強化

(1) マニュアル等の整備

町は、防災体制が円滑かつ有効に機能するため、各種マニュアルの整備に努め、防災訓練等を通じて随時見直しを実施するものとします。

第4節 応援協定の充実化

町は、被災県・市町村の防災力だけでは対応しがたい応急対策を円滑に実施し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害時に備えて行政機関や企業、職種団体等とあらかじめ応援協定等を締結することにより、人的・物的な支援体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

1 町が締結する応援協定等

町において締結している防災に関する主な協定等及び締結先は資料編のとおり。

2 町が締結する応援協定の維持管理及び注意事項

(1) 応援協定等の維持管理

ア 締結した応援協定については、各担当課において応援内容、物資の調達能力、要請方法、連絡先等を定期的に確認するものとする。

イ 災害発生を想定した支援要請訓練を定期的に行い、災害時の連絡ルート及び活動体制を確認するなど、協定の実効性の確保に努めるとともに、災害発生時に事業活動

を継続することができるよう、事業継続の取組を推進するものとする。

ウ 協定の締結担当課と応援要請の担当課が異なる場合等、担当課が複数に及ぶ場合には、各課で随時必要な調整を図り情報共有するとともに、業務の分担をあらかじめ明確にしておくものとする。

エ 応援協定に基づく物資輸送等に当たり、必要性が見込まれる場合には、あらかじめ緊急通行車両の事前登録を行うよう調整を図るものとする。（災害応急対策編（共通）第7部第4章「緊急通行車両の確認」参照）

(2) 応援協定等の注意事項

ア 応援協定等の締結は、原則として各担当課が行うものとする。

イ 震災対策編第1部第2章「被害想定」等を踏まえ、災害発生時に必要となる物資等が、現在の備蓄物資や応援協定に基づく流通備蓄で充足するかを随時検討し、必要に応じて協定等の拡充を行うものとする。

ウ 協定等拡充の必要性については、応援要請から実際に応援が行われるまでに要する時間や、物資の供給能力等を協定の相手先ごとに勘案し、判断するものとする。

エ 地理的な条件等を勘案し、災害に即応できる地元企業・業種団体等と、同時被災のおそれが低い遠隔地の企業等とを組み合わせる等、多様なケースに対応できる体制を整備するものとする。

オ 食糧及び生活関連物資の調達先については、発災後なるべく早い段階で、できるだけ地元企業との応援協定に基づいて調達を行う等、地元経済の復旧・復興にも配慮するよう努めるものとする。

3 町が締結する応援協定

(1) 町は、県に準じて応援協定の締結及び維持管理を行うよう努めるものとする。

(2) 県が締結している応援協定を把握し、防災対策を講じる上で参考にしよう努めるものとする。

第5節 防災拠点の整備計画

災害時に迅速かつ的確な災害応急活動を実施するため、防災拠点の整備に努め、災害応急活動体制の確立を図ることを目的とします。

1 防災拠点の整備

町は、災害発生時に情報の収集及び伝達、物資の備蓄、応援部隊の集結、救援物資の集積及び配分、医療等の災害応急活動を実施する拠点施設として、次のとおり防災拠点の整備に努めるものとします。

ア 災害対策本部室の整備

町は、災害対策本部室となる本庁舎3階の大会議室に災害対策の中核機能を持たせるため、必要な設備、資機材の整備に努めるものとします。

イ 物資の備蓄用の拠点の整備

町は、備蓄物資、資機材を分散備蓄することとし、既存施設を活用した備蓄倉庫の整備に努めるものとします。

ウ 受援用の拠点の整備

町は、緊急消防援助隊、自衛隊等の応援部隊が町内で活動するための拠点及び他市町村等からの応援物資の集積及び配分するための拠点について、既存施設を活用した整備に努めるものとします。

2 防災拠点施設の災害予防対策

町は、災害応急活動を実施する防災拠点施設が水害、地震等の災害時でも使用できるようにするため、あらかじめ次の予防対策に努めるものとします。

ア 防災拠点施設の浸水対策及び耐震化対策

イ 浸水、地震等により防災拠点が使用不可能となった場合の代替施設の確保対策

第2章 配備及び動員体制の整備

第1節 目的

この計画は、災害時における被害の拡大を防ぎ、早期復旧・復興を図るとともに、町民生活や経済活動への支障を減らすために、平素から災害発生時に実施することが必要な非常時優先業務に関する配備及び動員体制を確立し、非常時優先業務を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

第2節 配備・動員体制の整備

- 1 町、関係機関は、あらかじめ災害時の配備基準を定めておくものとする。
- 2 非常時優先業務を迅速かつ的確に実施するため、関係機関は、平時から災害時における動員体制を確立しておくものとする。動員体制の整備については、職員の居住地等も考慮の上、夜間や休日にあっても十分な参集職員や体制が確保できるよう配慮するものとする。
- 3 町は、業務継続や発災後の円滑な応急対策、復旧・復興のため、退職者の活用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努めるものとする。

第3節 業務継続の取組みの推進

(詳細については、第10部第4章「災害時の事業継続の取組みの促進」参照)

1 市町村の業務継続の取組みの推進

- (1) 町は、県の業務継続の取組みに準じて、業務継続の取組みの推進に努めるものとする。

第4節 町の動員体制の整備

1 連絡系統

各課(室)においては、構成する機関内の連絡系統を把握しておくものとする。

2 職員参集・情報提供システムの整備・運用

担当課は、災害発生又は災害発生のおそれがある情報を入手した場合、当該情報を迅速に職員へ配信し、職員からの回答を受けるため、職員参集・情報提供システムを整備及び運用する。

(職員参集・情報提供システムの概要)

配信対象者に対し、携帯電話メールにより、地震・津波及び気象警報・注意報等は自動で、その他の緊急情報は危機管理局等より手動で配信。メールを受けた幹部職員等は、参集の可否等を回答

[配信する情報]

次の情報のうち、配信対象者に必要と認められる情報

- 1 地震情報(震度3、震度4・5弱、震度5強以上)
- 2 気象等の警報等(特別警報:大雨・大雪・暴風・暴風雪、警報:大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪、注意報:大雨・洪水・大雪・強風・風雪・なだれ・着雪)
- 4 気象情報(土砂災害警戒情報・竜巻注意情報・洪水予報・記録的短時間大雨情報・地方海上警報等)
- 5 その他緊急情報(危機管理事案・水防警報等)

5 BCP運用支援システムの整備・運用

町は、災害発生時において業務継続計画(BCP)を発動する場合には、職員の参集状況及び非常時優先業務の遂行に必要な職員の配置調整の検討を迅速かつ的確に実施するため、BCP運用支援システムを整備、運用する。

(BCP運用支援システムの概要)

BCP運用支援システムは「職員安否確認システム」及び「BCP業務資源集計システム」により構成される。

[職員安否確認システム]

大規模な災害等の発生時に職員の個人携帯電話、スマートフォン等に電子メールにより安否の確認を行い、返信のあった安否、参集見込み情報を所属ごとに自動集計する。

[BCP業務資源集計システム]

職員安否確認システムにより集計された職員の参集見込みデータと鳥取県庁業務継続計画（県庁BCP）において分析された非常時優先業務の遂行に必要な職員数データから、所属ごとの職員の過不足を自動集計し、職員の配置調整を迅速かつ的確に検討、実施する。

第5節 平時から職員が講じておくべき対策

1 災害時における役割の把握

町の職員は、各自の役割を把握し、災害時における各自の行動に必要な対策を平時から講じておくものとする。

特に、職員参集・情報提供システムなど、非常時に各自の所属に対して自身の安否や参集見込みに係る連絡を行う手段の確保及び連絡先情報の把握に努めるものとする。

2 家庭等で被災しないための対策

町の職員は、それぞれが非常時優先業務を行うべき重要な責務を担っていることを理解し、災害時においても必要に応じて確実に登庁できる体制を整えるため、災害時に職員やその家族が被災しないよう次のような対策をあらかじめ講じておくものとする。

- (1) 住宅の耐震化
- (2) 家具等の転倒防止対策
- (3) 家庭内での備蓄（非常用食料、飲料水、非常用持ち出し袋、携帯トイレなど）
- (4) その他、鳥取県危機管理局ホームページの「日頃の備え」に記載する取り組み

3 災害発生時の家族等との連絡方法の確認

町の職員は、災害発生時に業務に専念できるよう、災害用伝言ダイヤル等の災害時の家族との安否確認の方法を平時から把握確認しておくものとする。

4 登庁経路の危険度の把握

町の職員は、登庁経路における危険度（土砂崩れ、ブロック塀倒壊など）を把握し、災害時の通行経路や登庁手段等を検討しておくものとする。

第3章 鳥取県職員派遣体制の整備

第1節 目的

この計画は、災害時に応急対策を実施するため、町は必要に応じて県に職員派遣を要請し、この受け入れについて、県の派遣体制の整備の定めを目的とする。

第2節 職員派遣体制の整備

1 派遣職員の把握

(1) 県（危機管理局）・指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関は、災害対策基本法第29条及び第30条による職員の派遣要請が円滑に行われるよう、定期的に、次の事項について記載した資料を内閣総理大臣に提出するとともに、内閣府及び消防庁でとりまとめの上、当該資料を相互に交換する。なお、調査時点は毎年5月16日現在とし、提出の期限は同月23日とする。

ア 災害応急対策、災害復旧に必要な技術、知識、経験を有する職員の職種別現員数
イ 上記アに該当する者の技術、知識、経験の程度

(2) 災害時に派遣する技術職員の職種は以下のとおりとする。

ア 建設機械操作職 イ 作業船操作職 ウ 作業船機関職 エ 自動車運転手 オ 医学職 カ 建築職 キ 土木職 ク その他必要な職種

2 県災害時緊急支援チームの編成

(1) 県（危機管理局）は、大規模かつ重大な災害が発生した場合に被災市町村が行う災害応急対策の迅速な実施を支援するため当該市町村に派遣する災害時緊急支援チームを、「災害時緊急支援チーム派遣事業実施要領」（資料編参照）に基づきあらかじめ登録、組織化しておくものとする。

(2) 県（危機管理局）は、東・中・西部地区ごとに当該地区の情報及び知識を有する職員を複数選考し、派遣予定者としてリストに掲載するものとする。

(3) 県（危機管理局）は、派遣リストの管理を行うとともに派遣業務を円滑に行うため、派遣者リスト登録者に対して必要な研修及び訓練を実施するとともに、あらかじめ市町村に対して派遣予定者を連絡しておくものとする。

3 被災市町村への情報連絡員派遣予定者の指定

(1) 各総合事務所（東部圏域は東部振興監）は、多大な災害への対応等で、被災市町村からの被害情報の報告が困難になっている又はその恐れがあるときに、情報連絡員として当該市町村に派遣する職員を、「災害時等における情報連絡員業務要領」（資料編参照）に基づきあらかじめ指定する。

(2) 指定に当たっては、地方支部の構成機関等の課長補佐等から、出身地等を考慮の上、市町村ごとに複数名の派遣予定者を指定しておくものとする。

4 鳥取県職員災害応援隊の編成

(1) 県（危機管理局）は、被災市町村等が実施する災害応急対策の現地活動を支援するため、鳥取県職員災害応援隊をあらかじめ編成しておくものとする。

(2) 職員災害応援隊は、あらかじめ希望する県職員を隊員として登録、組織化しておくものとし、550人を目標登録人数とする。

(3) 県（危機管理局）は、応援隊登録者のリストの管理を行うとともに応援活動を円滑に行うため、応援隊登録者に対して、消防局など関係機関の協力を得て、救急法等の受講、統制訓練などの各種訓練・研修を行う。

5 派遣体制の整備

(1) 資機材の整備

県（危機管理局及び各総合事務所（東部圏域は東部振興監））は、被災市町村への派遣に際して必要となる衣服、作業資機材の整備に努めるものとする。

(2) 通信機器の整備

県（危機管理局及び各総合事務所（東部圏域は東部振興監））は、被災市町村に派遣する職員が使用する通信手段として、衛星携帯電話及び情報収集端末等の通信機器を整備すると共に、使用方法について訓練等を通じて周知徹底するものとする。

災害予防編（共通）

第3部

情報通信広報計画

第1章 気象情報等伝達計画

第1節 目的

この計画は、気象情報等の災害対応に必要な情報を迅速かつ的確に収集伝達する体制を整備することを目的とする。

第2節 気象警報等の伝達計画

1 情報の収集体制の整備

町は、平素から気象情報や自然災害等の防災・危機管理情報を収集・整理し、関係機関と情報共有を図るとともに、住民に必要な情報を適時に提供する体制を構築するものとする。

2 各種防災情報システムの整備及び運用

- (1) 町は、防災関係機関と連携し、水位情報・雨量情報その他災害対応上必要な情報について、監視・観測するシステム、これらの災害関連情報を各機関が共有し、行政防災無線などメディアを通じて住民に伝達するシステムを整備、運用するものとする。
- (2) 現在、町が利用できる主な防災情報システムは、以下のとおり
 - ア 鳥取県災害情報システム（発災時の災害情報の共有・伝達等）
 - イ 防災情報提供システム（気象庁）（特別警報・警報・注意報、地震・津波情報等）
 - ウ 川の防災情報（国土交通省）（雨量、水位等）
 - エ 鳥取県土砂災害警戒情報システム（解析雨量、土砂災害危険度等）
 - オ 鳥取県雪道情報提供システム（積雪、気温、道路カメラ映像）
 - カ 全国瞬時警報システム（消防庁）（緊急地震速報、国民保護情報等）
 - キ 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（文部科学省）（被ばく線量予測）
- (3) システムの整備運用に当たっては、以下の事項に配慮するものとする。
 - ア 防災行政無線、ホームページ、データ放送等を利用した住民への情報公開
 - イ 鳥取県災害情報システムからのＬアラート（公共情報commons）を利用したメディアを通じての住民等への災害関連情報の伝達

3 情報の共有及び活用体制の整備

- (1) 町は、県等防災関係機関の取組みに準じ又は参考にして、体制を整備するものとする。
- (2) 夜間休日等の参集要員及び参集方法
 - ア 勤務時間中における気象警報等は、総務課防災室で受信し、メール等の伝達システムにより関係機関に伝達するとともに、庁内放送等によって職員全員に伝達し、関係各課はこれに伴う必要な措置を講ずるものとする。
 - イ 勤務時間外における通報は、宿直職員が受信し、これを総務課防災室長又はあらかじめ指名された職員に連絡するものとする。
 - (ア) 宿直職員から連絡を受けたものは、その状況を町長に報告するとともに、関係職員の動員等必要な措置を講ずるものとする。
 - ウ 気象警報及び重要な気象情報は、次の方法により関係機関に伝達するものとする。

伝達先	伝達方法	一般住民への伝達
庁内各課	庁内電話、口頭	各福祉施設等に対して電話（主管課） 各学校に対して電話 必要に応じて口頭 各分団長、団員へは口頭、サイレン等
教育委員会	庁内電話、口頭	
関係機関団体	電話	
部落区長	電話、防災行政無線	
消防団長	電話、口頭	

(3) 参考: 県の取組は次のとおりです。

ア 県(危機管理局)は、県の各部局から提供された情報及び市町村、防災関係機関等から収集した情報を災害情報センターにおいて整理、分析し、災害が発生または発生する可能性があると判断される場合は、関係部局等と協議する等により県の体制を警戒体制等に移行し、相互に連携して災害発生に備えるものとする。

イ 県の各部局は、次に掲げる事項について、災害対応に必要な情報を入手した場合の活用体制をあらかじめ整備しておくものとする。

(ア) 災害情報センター、関係機関等への伝達方法及び伝達経路

(イ) 職員配備の具体的な基準

(ウ) 夜間休日等の参集要員及び参集方法

(エ) 住民への伝達方法

(オ) 避難勧告の発出等の対応の判断基準

ウ 情報共有・活用体制の整備に当たっては、夜間及び休日等の待機体制、職員参集・情報提供システム及び鳥取県災害情報システム(県内部での情報共有にあつては災害情報データベース)等を活用するものとする。その際、各部局は必要となる事項について県危機管理局にあらかじめ伝達しておくものとする。

エ 緊急地震速報については、情報の性質上、地震による強い揺れが始まる数秒～数十秒前に発表される情報であることに鑑み、瞬時に伝達できる体制の整備に努めるものとする。また、緊急地震速報の正しい理解と発表時にとるべき行動について周知を図るものとする。

4 住民への情報伝達体制の整備

(1) 町は、気象警報、緊急地震速報等で即時に住民に伝える必要がある情報については、直接かつ即時に住民へ伝達できる体制を整備するよう努めるものとする。この場合においては、障がい者、外国人等多様な者にも情報が確実に伝わるよう、音声と文字の両方を用い、多様な言語、わかりやすい表現や表記によって情報提供するよう努めるものとする。

なお、以下の情報伝達媒体として、防災行政無線、ホームページ、あんしんトリピーメール、Lアラート(公共情報コモンズ)及び緊急速報(エリア)メールを通じて情報提供することが可能である。

(2) 町は、各種災害、危機管理情報の他、交通などのインフラ障害情報、熱中症などの生活安全情報を以下の手段等を用いて町民に情報提供するものとする。また非常時には、夜間及び休日は防災当直により住民への情報提供を行うこととし、24時間、適時に住民に必要な情報を提供する体制を構築するものとする。

・防災行政無線

・ホームページ

・あんしんトリピーメール

・緊急速報(エリア)メール

・J-ALERT(全国瞬時警報システム)

(3) 町は、緊急地震速報を福祉施設、学校、医療機関等、又町が所有する施設の利用者に周知するシステムを整備するよう努めるものとする。

(4) 町は、医療機関、学校、大規模集客施設等、地震対策が必要又は有効な機関において緊急地震速報の伝達体制が整備されるよう、緊急地震速報の周知広報に努めるものとする。

第2章 防災通信体制整備計画

第1節 目的

この計画は、防災通信網を所管する機関が、災害に強い通信網の整備に努め、災害時の通信を確保できるようにしておくことを目的とします。

第2節 町の防災通信体制

町は、効率的な防災通信体制の整備に努めるとともに、適宜訓練を実施して応急対策に万全を期するものとします。

第3節 専用通信網の整備

無線を利用した専用通信網を確保するため、次の点に注意して通信網の整備に努めるものとします。

- 1 安全性の確保
- 2 装置、資機材の充実
- 3 定期点検の実施
- 4 防災訓練の実施

第4節 非常通信体制

非常通信は、各種法令及び非常通信規約等に従って実施することとし、町及び非常通信協議会参加機関は、日頃から非常通信ルートの方策定、訓練の実施、ルートの見直しを実施するものとします。

災害予防編（共通）

第4部

防災関係機関の連携推進計画

第1章 防災関係機関の連携体制の整備

第1節 目的

この計画は、町、県、警察本部、消防局、自衛隊等の防災関係機関間における広域的な連携体制について整備し、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

第2節 広域応援体制について

本章において想定する広域応援の体制は、次のとおりである。

- 1 消防局の要請に基づく県の消防防災ヘリコプターによる支援（鳥取県航空消防支援協定）
- 2 近隣消防本部との協定に基づく消防相互応援（消防組織法第39条）又は緊急消防援助隊等の応援（同法第45条）
- 3 県公安委員会の要請に基づく警察災害派遣隊等の応援（警察法第60条）
- 4 町の災害派遣要請に基づく、自衛隊部隊の応援（自衛隊法第83条）

第3節 防災関係機関相互の連携体制の強化

1 関係機関の長等の連絡体制

災害時におけるトップ又は幹部同士の協議や連絡調整が可能となるよう、各防災関係機関相互で、平時からトップ又は幹部同士の連絡ルートを確認しておくよう努める。（県などの間でホットラインの確保）

2 受援体制の整備

- (1) 町は、要請に基づく応援が得られた場合において速やかな受入体制を構築できるよう努める。
また、応援要請を行う際の連絡調整が円滑に行われるよう、あらかじめ連絡体制の整備に努める。
- (2) 町は、県外からの応援部隊の受入体制を整備するものとする。
 - (ア) 災害対処への平素からの取組
 - a 平素の連携協力
 - b 活動拠点としての集結地等の確保
 - c 災害時における連絡調整のための施設の確保
- (3) 町は、自衛隊等の大規模な応援部隊を受け入れた際の活動拠点等をあらかじめ定め、施設管理者及び所有者と利用について協議調整しておくとともに、平時から周知を図るものとする。なお、拠点等の設定に当たっては、広域活動拠点候補地との調整に留意するものとする。
- (4) 受入体制の整備
 - ア 町は、県に準じて受入体制を整備するものとする。

第4節 活動調整に係る体制の整備

1 訓練や会合等を通じた防災情報の共有化

災害時において円滑な連携が図れるよう、平時から防災関係機関の間での活動及び保有資機材等の能力に係る情報の共有化や災害時の協力体制・手順の確認に努める。

2 現地における調整に係る体制の整備

応援機関の円滑な災害応急活動に資するため、大規模災害時の現地調整の在り方について防災関係機関の意見を踏まえて検討を行い、体制整備に努めるものとする。

第2章 防災資機材等整備計画

第1節 目的

この計画は、防災活動に必要な資機材等の現状把握、緊急使用方法等について定めておき、円滑な応急対策の実施に資することを目的とします。

なお、県、町及び防災関係機関は、それぞれ防災資機材等の整備に努め、地域別、種類別に所有者、数量、能力等を把握しておき、災害時にいつでも有効に活用できるよう準備しておくものとします。

第2節 防災資機材等の整備及び調達体制

1 防災資機材等の整備

- (1) 県及び町は、災害時の応急活動に使用する資機材等の整備充実を図るとともに、災害時には相互に連携して、資機材等を補完する体制を整えるものとします。
- (2) 県及び町は、水防上必要な資機材等の整備充実を図るものとします。
- (3) 県及び東部消防局は、化学消火薬剤等を備蓄するものとします。
- (4) 警察署は、災害警備に必要な装備資機材等の整備充実を図るものとします。
- (5) 東部消防局及び警察署は、水害時の人命救助、物資の輸送に必要なボートの整備充実に努めるものとします。

2 防災資機材等の備蓄倉庫の整備

町は、備蓄倉庫の整備又は備蓄に適切な施設の確保に努めるものとします。

3 建設機械及び資機材の調達体制

- (1) 町は、国、県及び防災関係機関並びに町内の建設業者の所有する建設機械及び資機材の能力並びに数量を把握しておき、必要に応じて応援を得られるよう体制の整備に努めるものとします。
- (2) 町は、緊急時における建設機械及び資機材の調達を円滑に実施するため、事前に国、県及び防災関係機関並びに町内の建設業者と調達順位、調達手段及び費用負担等について協議しておくものとします。

第3章 広域応援体制整備計画

第1節 目的

この計画は、県、町、他市町村、消防、警察、自衛隊等の防災関係機関における広域的な連携体制について整備し、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図ることを目的とします。

第2節 広域応援体制の概要

町において、想定する広域応援の体制は、次のとおりです。

- 1 県内自治体の応援
 - (1) 町の要請に基づく他市町村又は県による応援
 - (2) 東部消防局の要請に基づく県消防防災ヘリコプターによる支援
- 2 県外自治体の応援
- 3 東部消防局の要請に基づく消防相互応援又は緊急消防援助隊等の応援
- 4 県内警察部隊の応援及び県公安委員会の要求に基づく広域緊急援助隊等の応援
- 5 県の災害派遣要請に基づく派遣又は自主派遣による自衛隊部隊の応援

第3節 広域応援体制の整備に向けての留意事項

- 1 応援協定の締結による体制づくり
県、町及び防災関係機関は、災害時の応援要請又は相互応援に関する協定の締結を推進するとともに、協定の具体化に向け、実施要領（マニュアル）等の整備及び周知を図り、応援の円滑な実施に努めるものとします。
- 2 訓練、会合等を通じた防災情報の共有化
災害時における円滑な連携を期するため、県、町及び防災関係機関は、日頃から防災訓練や防災に関する会合等を通じて、防災関係機関相互間の情報共有化、災害時の協力体制及び手順の確認に努めるものとします。
- 3 応援体制の準備
 - (1) 町は、応援要請があった場合に速やかな応援を実施するため、派遣職員の編成、携行資機材、使用車両、応援の手順等の事前準備に努めるものとします。
 - (2) 防災関係機関は、応援養成があった場合において、速やかな応援を実施するため、事前準備に努めるものとします。
- 4 受援体制の整備
 - (1) 町及び防災関係機関は、要請に基づく応援が得られた場合において速やかな受入体制を構築できるよう努めるものとします。
 - (2) 町は、町外からの応援部隊の受入体制を整備するため、受援計画の作成に努めるものとします。
 - (3) 緊急消防援助隊の受入については、東部消防局が受援計画の作成に努めるものとします。

第4章 消防計画

第1節 目的

この計画は、消防施設及び人員を活用して、町民の生命、身体及び財産を火災、風水害、地震等その他災害から保護するとともに、これらの災害による被害の軽減を図ることを目的とします。

第2節 消防組織

1 消防組織の現況

(1) 常備消防

町内の常備消防は、東部消防局の八頭消防署及び若桜出張所です。

常備消防の主な事務は、次のとおりです。

- ア 火災・事故の予防（予防査察、意識啓発、消防力の整備等）
- イ 消火の活動及び原因・損害の調査（消火、延焼防止、救出救助等）
- ウ 救急業務（傷病者の搬送、応急手当等）

(2) 非常備消防

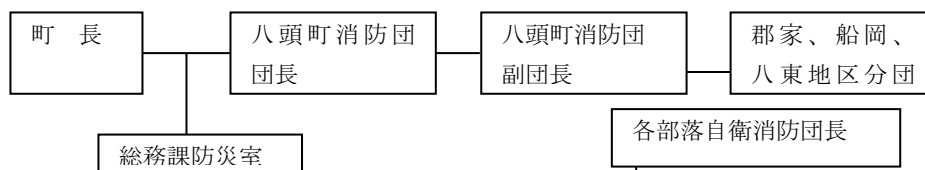
町は、非常備消防として八頭町消防団を設置しています。

町消防団の現況は、次のとおりです。

- ア 町消防団は、常備消防と同様に市町村の消防機関であり、その構成員である消防団員は、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員である一方、他に本業を持ちながら、自らの意志に基づく参加、すなわちボランティアとしての性格も合わせ有しており、「地域密着性」「要員動員力」「即時対応力」といった3つの特性を活かしながら、初期消火や残火処理等を行っています。
- イ 大規模災害時等には住民の避難誘導や災害防御等を行います。
- ウ 平時においては、地域に密着した活動を展開しており、消防・防災力の向上、コミュニティの活性化に大きな役割を果たしています。
- エ 町は、水防法にいう水防団は置かず、消防団を水防活動にあたらせています。

2 本町の消防組織

本町における消防団の組織は、次のとおりです。



なお、初期消火を目的とした自主防災組織として、役場職員自衛消防団、各部落自衛消防団、婦人消防隊等があり、緊急時においては町消防組織の指揮系統の基、お互いに連携・協力を図りながら消火活動を展開するものとします。

第3節 出動計画

鳥取県東部広域行政管理組合消防局（1市4町の一部事務組合）八頭消防署は、住民から緊急通報等により警防、救助、予防業務に出動します。

1 八頭町消防団

(1) 出動の基準

ア 平常出動

非常出動に至らない段階で、その災害の態様により消防団長の指示する方法によっ

て消防活動を行う場合。

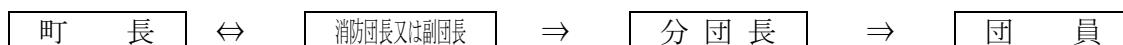
イ 非常出動

災害の規模の拡大に伴い強力なる対策を実施するため、団員全員によって消防活動を行う場合及び鳥取県東部広域行政管理組合消防局の出動要請により救急、救助等に出動する場合。

(2) 招集方法

団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとします。ただし、招集を受けない場合にあっても、水難、火災等の災害の発生を知ったときは、あらかじめ定めるところに従いただちに出動し、職務に従事しなければなりません。

招集の連絡にあたっては、防災行政無線、サイレン、警鐘、電話など迅速的確な方法を持って行います。連絡系統は、原則として次のとおりです。



第4節 消防施設の整備

1 点 検

(1) 火災発生の際、ただちに出動し、行動できるよう「消防訓練礼式」により、次の点検を行うものとします。

- ア. 通常点検
- イ. 特別点検
- ウ. 現場点検

なお、上記点検のほか、消防用機械器具の異常の有無を早期に察知し、火災出動に万全を期するため、軽易な点検を随時行うものとします。

保管場所ごとの点検責任者については、資料編のとおりです。

2 消防用施設の現況

町所有の消防機械、消防水利、その他消防施設の現況については、資料編のとおりです。

3 消防団及び消防協力団体の現況

八頭町消防団、自衛消防団等協力団体の現況は、資料編のとおりです。

第5節 火災気象通報及び火災警報

1 火災気象通報

県内における火災気象通報は、鳥取地方気象台が県に通報します。

県は、鳥取地方気象台からの通報を受けた場合は、直ちにこれを町及び東部消防局に通報します。

なお、火災気象通報の通報基準は、次のとおりです。

種 類	発 令 基 準
火 災 気 象 通 報	1 気象官署において、実効湿度 60%以下で、最小湿度 40%を下がり、最大風速が 7m/s を超える見込みのとき。 2 平均風速 10 m/s 以上の風が、1 時間以上連続して吹く見込みのとき。 (ただし、降雨、降雪時は、通報しないこともある。)

2 火災警報の発令

東部消防局は、火災気象通報を受けた場合又は気象の状況が火災の予防上危険であると認める場合は、消防法第22条第3項の規定に基づく火災警報を発令するものとします。

町は、防災行政無線等を通じ、町民や関係機関等に周知するものとします。

3 火災警報発令中の火の使用の制限

火災警報の発令中は、火災予防条例に定めるところにより、町民等は次のとおり火の使用を制限されます。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 残火（たばこの吸い殻を含みます。）、取灰又は火粉を始末すること。
- (6) 屋内において裸火を使用する場合は、窓、出入口等を閉じて行うこと。

第6節 火災予防査察

火災警報が発令された場合、あるいは通常の場合において、火災の発生及び被害の拡大を防止するため、特に必要と認められる場合は、消防団はその管轄区域内の次の対象物について予防査察を行うものとします。

1 特殊対象物の査察

次の施設について、予防管理者等の協力を得て、予防対策・消防設備・避難設備等を重点的に査察するものとします。

工場、学校、旅館、医院、危険物関係施設、文化財等

2 一般住宅の査察

火災予防運動週間を通じ、火気を取り扱う設備器具などを重点的に査察するとともに、火災予防のための指導も合わせて行うものとします。

なお、火入を行う場合は事前に町長に届け出、許可を受けなければなりません。「火入れに関する条例」（平成17年条例第135号）

災害予防編（共通）

第5部

避難対策計画

第1章 避難体制整備計画

第1節 目的

この計画は、町が適切な時期に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示(緊急)(以下「避難勧告等」といいます。)を発令するために必要な事項をあらかじめ定め、町民を適切に避難させる体制を整備することを目的とします。

第2節 避難体制の整備

1 避難の計画の整備

町、特定の施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を実施するため、次の事項に注意し、あらかじめ避難計画を策定するよう努めるものとします。

(1) 町

- ア 過去の災害の発生状況
- イ 災害の発生危険箇所
- ウ 避難勧告等を行う基準及び伝達方法
- エ 避難勧告等に係る権限の代行順位
- オ 避難所等の名称、所在地、収容人員
- カ 避難路及び誘導方法
- キ 避難行動要支援者に配慮した避難支援に関する事項

(2) 特定の施設の管理者

学校、病院、事業所など多数の者が出入りし、勤務し、若しくは居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実かつ安全に実施するため、あらかじめ具体的な避難計画を定め、町、消防機関、警察署等と緊密な連絡を取り、関係者への周知徹底を図るとともに、避難訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとします。

(3) 自治会組織(自主防災組織)

自治会組織(自主防災組織)は、地域住民が一体となって迅速かつ適切な避難行動を実施するため、集落単位で訓練等を通じて迅速な避難に努めるものとします。

2 避難勧告等の発令体制の整備

(1) 避難勧告等についての事前周知

ア 町は、災害が発生するおそれがある場合等に住民が適時的確な判断ができるよう、住民に対して避難勧告等の意味及び発出時取るべき行動並びに避難行動の種類について、ホームページや各種の広報媒体により日頃から十分な周知を図るものとする。また、市町村は、一人ひとりの居住地等にどの災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような避難行動をとるべきかについて、日頃から周知徹底を図る取組を行うものとする。

i) 立退き避難型の安全確保行動(その場から移動する)

【三類型の避難勧告等一覧】

情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が高まった状況	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への立退き避難を開始(避難支援者は支援行動を開始) これ以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、立退き避難の準備を開始

避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への立ち退き避難を開始
避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や現在の切迫した状況 ・人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	避難勧告等の発令後で立ち退き避難中の住民は、確実な立ち退き避難を直ちに完了 未だ立ち退き避難していない対象住民は、直ちに立ち退き避難を行うとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動（下表（ii）参照）

ii) 屋内待避型の安全確保行動（その場にとどまる場合を含む）

情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動
屋内での待避等の安全確保措置	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき	自宅等の屋内に留まる、建物の2階以上や屋上などの上階への移動（垂直避難）

イ 町は、避難準備・高齢者等避難開始について、避難勧告等の発令において制度的に位置付けるとともに、住民への周知を図るものとする。

ウ 町は、避難勧告等発令時に住民が適切な避難行動を取ることができるよう、次に掲げる事項について日頃から周知するものとする。

（ア） 避難場所、避難路の事前確認

（イ） 避難勧告等発出時の自主避難

エ 町は、住民の迅速的確な避難行動を確保するため、夜間等に災害が起こるおそれがある場合には携帯電話や防災ラジオ等を就寝時も身近に置く等、確実に避難勧告等の情報が入手できるような行動をとることについて、平常時から住民への啓発を行うものとする。

(2) 避難勧告等の発出基準の策定

ア 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定

（ア） 町は、避難勧告等を適時・適切に行うために、鳥取地方気象台・河川管理者・県・砂防関係機関等の関係機関と連携して、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを早急に整備するものとする。

【避難勧告等の判断基準設定の手順（避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成29年1月内閣府（防災担当）改定）】

(1) 対象とする災害の特定	水害	土砂災害
(2) 避難勧告等の対象とする区域の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・各河川の洪水ハザードマップの浸水想定区域 ・次の①から③については立ち退き避難が必要であり、具体的な区域（対象家屋）を設定 ①比較的大きい河川（水位周知河川） ②山間部等の川の流が速いところで、洪水により川岸が侵食されるか、氾濫した水の流れにより家屋の流失をもたらす可能性のある 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」 ・土砂災害危険区域 ・その他の場所 ※早期の立ち退き避難が必要だが、土砂災害に対して十分な耐力を有する鉄筋コンクリート造等の建物で土砂が到達するおそれがない上階の場合は屋内安全確保も考えられる。

	河川 ③河川の氾濫域内の地下、 半地下の空間や建物	
(3) 避難勧告等 発令の判断基準 の設定	避難準備・高齢者等避難開 始、避難勧告、避難指示(緊 急)のそれぞれについて判 断基準を設定 ※立ち退き避難が必要な場 合を想定して設定	避難準備・高齢者等避難 開始、避難勧告、避難指 示(緊急)のそれぞれにつ いて判断基準を設定 ※立ち退き避難が必要な 場合を想定して設定
(4) 避難勧告等 の伝達方法	ア 伝達文の内容の設定 イ 伝達手段、伝達先の設定 (情報伝達手段の整備状 況、地域の防災体制)	

(イ) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定に当たっては、災害の特性と住民に求められる避難行動（事態の切迫した状況下では、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切でない場合には、自宅や近隣建物の2階等に緊急的に避難するなどの行動）に関して留意するとともに、住民への十分な周知を行うものとする。

(ウ) 避難勧告等の発令基準の策定に当たっては、土砂災害警戒情報、降雨量や河川の水位などの具体的かつ客観的な数値基準を用い、対象地域を細分化して、危険度が高い地域や場所などを明確にした実効性の高い判断基準を策定するものとする。

また、必要に応じ、過去の被災状況（例：過去に浸水した場所等）を勘案するものとする。

(3) 避難勧告等の発令・伝達体制の整備

町は、迅速・的確な避難が行えるよう次の事項についてあらかじめ体制を整備する。

ア 町長不在時の発令代行順位

イ 発令の判断に必要な情報の確実な入手体制の整備

ウ 災害種別に応じた避難場所・経路の事前選定

エ 障がい者等多様な者に確実に伝達できる方法、受信確認や複数の手段による伝達など確実な伝達方法

オ 首長自身による呼びかけや命令口調での伝達、わかりやすく普遍的な（ユニバーサルな）表現での伝達等、緊急性や危機感を住民へ正しく伝える伝達方法の整備

カ 国又は県に必要な助言を求めるための連絡調整窓口、連絡方法の取り決め、連絡先の共有の徹底等

3 避難勧告等の発令の整備

項目	内容	根拠法令等
全 般 避難勧告等の発令の 判断基準・考え方	・避難勧告等の判断・伝達マニュアルに記載すべき項目のうち、避難勧告等の判断基準及び避難すべき地域についてに記載	
避難場所等（法定）	・災害の種類に応じて、浸水及び土砂災害からの安全性について要配慮 ・その他必要な事項：避難経路、避難誘導體制等	水防法第15条 ② 土砂災害防止法第8条
避難行動要支援者への支援体制	・避難行動要支援者の情報把握方法 ・避難行動要支援者に対する情報伝達体制	
洪水浸水想定区域	・洪水浸水想定区域の名称、箇所等	
洪水浸水想定区域 洪水予報等の伝達方法（法定）	・洪水浸水想定区域ごとに規定 ・想定される伝達手段：防災無線、電話、FAX、電子メール等 ・伝達の対象となる情報：洪水予報、避難判断水位（特別警戒水位）到達情報	水防法第15条 ①
その他災害時の円滑かつ迅速な避難の確	・洪水浸水想定区域ごとに規定 ・その他必要な事項：洪水予報等の伝達手段（具体的	

	保を図るために必要な事項	かつ詳細な手段)	
	要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）の名称及び所在地及び洪水予報等の伝達方法（法定）	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域ごとに規定 要配慮者利用施設：老人福祉施設、児童福祉施設（保育所等）、教育支援センター、医療施設等 要配慮者利用施設については、施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものを記載 それぞれの施設について、洪水時の避難確保のため、洪水予報等の伝達方法を定める必要がある。 	水防法第15条①及び2
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域	・土砂災害警戒区域の名称、箇所等	
	土砂災害特別警戒区域	・土砂災害特別警戒区域の名称、箇所等	
	土砂災害危険箇所	・土砂災害危険箇所の名称、箇所等	
	土砂災害に関する情報の収集及び伝達体制並びに警戒避難体制の整備等（法定）	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域ごとに規定 雨量情報、土砂災害警戒情報、住民から前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報の収集及び伝達体制について記載 避難施設その他の避難所及び避難路その他の避難経路に関する事項 急傾斜地の崩壊のおそれがある場合における社会福祉施設、学校、医療施設その他の防災上配慮が必要な者の円滑かつ迅速な避難体制を確保する必要がある施設の名称及び所在地 	土砂災害防止法第8条
	要配慮者関連施設の名称及び所在地及び土砂災害にかかる情報、予報及び警報の伝達方法（法定）	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域ごとに規定 要配慮者関連施設については、土砂災害警戒情報等の情報の伝達体制を定めるものとする。 	土砂災害防止法第8条2

4 ハザードマップの配布等

町長は、ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に提供するとともに、インターネットの利用等適切な方法により情報を提供するものとする。配布したハザードマップについては、住民に対する防災意識の啓発や、知識の習得に役立てるため、活用方法について継続的に住民へ周知を図るものとする。

区分	項目	根拠法令等
浸水想定区域（法定）	浸水想定区域図、浸水した場合に想定される水深、洪水予報等の伝達方法、避難場所、避難経路、避難誘導體制 等	水防法施行規則第4条①
土砂災害警戒区域（法定）	土砂災害警戒区域図、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、避難誘導體制 等	土砂災害防止法第8条
土砂災害特別警戒区域（法定）	土砂災害特別警戒区域図、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、避難誘導體制 等	土砂災害防止法第8条
土砂災害危険箇所	土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、避難誘導體制 等	
地震の危険性	想定震度、液状化の危険性等の伝達方法、避難場所等	

第3節 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

1 避難行動要支援者の定義

避難行動要支援者とは、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等（要配慮者）の

うち、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動を取るのに支援を要する人々をいう。

2 避難行動要支援者名簿の作成

- (1) 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。
- (2) 町は、防災担当部所と福祉担当部所との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。
- (3) 町は、避難支援等に携わる関係者として、消防機関、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。
- (4) 町は、それぞれの個人情報保護条例の実態に応じて、個人情報保護審査会の同意を得る等、情報共有及び利用に当たっての体制整備に努めるものとする。

3 避難行動要支援者避難支援計画の策定

町は、国、県の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針に沿い、具体的な避難行動要支援者避難支援計画を整備するものとする。

(1) 避難支援プラン・全体計画に規定する主な項目

項目	内容
避難行動要支援者の範囲	対象者の基準
情報の収集・共有・提供に係る方針・取扱い	情報収集項目、情報収集方法、情報共有方法、避難行動要支援者情報の管理
個人情報の取扱方針	情報共有の範囲、守秘義務の確保
避難行動要支援者への主な情報伝達体制・手段	避難行動要支援者への情報伝達、支援者への情報伝達、関係機関間の情報伝達
避難行動要支援者の避難に係る基準（地区単位）	避難を判断する情報、具体的な数値基準、発令の範囲
避難支援者の設定方法	避難支援者の決定・周知、具体的な避難支援の実施計画
その他必要な事項	避難行動要支援者支援に係る訓練、避難支援プランの周知、啓発や訓練の実施計画

(2) 避難行動要支援者避難支援計画・個別計画に規定する主な項目

項目	内容
避難行動要支援者の基本情報	氏名、住所等
避難に必要な情報	障がいの程度等、避難に必要な手段、連絡先、家族・縁戚等支援可能な者の情報 等
避難の基準	
避難支援者の有無	
情報伝達手段	電話番号、FAX、メールアドレス、その他緊急連絡手段等
必要な避難手段	
その他避難に必要な情報	

(3) 避難行動要支援者避難支援計画策定に当たっての留意事項

- ア 防災担当部所と福祉担当部所で相互に連携して避難支援プランの策定に取り組む。
- イ 消防団、自主防災組織等、また、平時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、障がい者団体等と連携を図り、既存のネットワークを活用する。
- ウ 避難行動要支援者一人ひとりの状態を踏まえ、的確に情報が伝達できる具体の手法を定める（障がいの種類や程度等による伝達機器の選定、支援者による声かけ等）。
- エ 個人情報の保護やプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者を防災担当部所

と福祉担当部所等と共有すると共に、避難支援者も平時から共有しておくことが重要である。

オ 災害時において、事前に収集した個人情報の目的外利用や第三者への提供が本人の利益になる場合には、情報を受ける側の守秘義務を確保することで、本人の同意なしにこれを行うことが可能であるので、積極的に取り組むものとする。

カ 避難勧告、避難指示のほか、避難準備情報を発出する判断基準をあらかじめ定め、当該情報の発出時に避難行動要支援者及び支援者が避難行動を開始できるよう平時から周知を図る。

キ 特に外国人に対しては、文化・習慣の違いから、多様な言語による情報伝達や避難誘導、避難所での支援体制が必要となることから、市町村は県と連携して国際交流員や通訳ボランティア等の広域的な派遣体制の整備に取り組む。

4 支援に当たっての留意事項

支援に当たっては平等・公平性だけを重視するのではなく、介助者の有無や障がいの種類・程度等に応じて優先順位をつけて対応するものとする。

5 要配慮者利用施設における体制整備

(1) 町は、平時から、社会福祉施設などの主として要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）での災害時の受入・支援体制を整備するものとする。

ア 災害時の応援協定の締結

イ 福祉避難所としての指定

ウ 災害時の連絡経路及び支援体制の確立

エ 施設利用方法等を確認

オ あらかじめ施設利用対象者を把握（把握後は避難方法を定める）

(2) 町は、県、施設管理者と連携を図り、要配慮者利用施設の防災設備・資機材の整備、施設職員の防災組織や緊急連絡体制の整備などの充実を図るものとする。

(3) 施設管理者は、県が作成した「災害時要援護者利用施設避難対策指針」を参考に、町と連携して施設の避難計画を作成するものとする。

第4節 児童・生徒等の集団避難体制の整備

1 各学校への連絡網の整備

町教育委員会は、各学校への通報・連絡が迅速かつ確実に行われるよう、あらかじめ連絡網を準備しておくものとする。

2 各学校の避難計画

学校長は、概ね次の事項を計画しておくものとする。

(1) 災害の種別、程度、場所に応じた避難指示等の伝達方法

(2) 避難場所の選定

(3) 誘導責任者、通報連絡責任者、救護責任者、搬出責任者、整備責任者等

(4) 災害種別に応じた児童・生徒の携行品

3 校舎における確認事項

学校長は、校舎については、特に非常口を確認し、いつでも使用できるよう整備しておくものとする。

4 児童、生徒への連絡網の整備

(1) 学校長は、児童、生徒が家庭にある場合における連絡網を整備するよう努めるものとする。

(2) 学校長は、登下校中に災害が発生した場合の、児童、生徒の状況把握方法についてあらかじめ整備しておくものとする。

5 避難訓練等の実施

学校長は、災害の種別に応じた避難訓練を毎年2回以上実施するとともに、応急処置の方法、連絡体制につき平時から全教職員へ理解を深めておくものとする。

6 その他の学校等における避難体制の整備

(1) 町は、保育所等における避難体制及び保護者への連絡体制等について、学校に準じて整備を行う。

第2章 指定緊急避難場所・指定避難所の整備

第1節 目的

この計画は、災害時の適切な避難のため、緊急の用に供する場所をあらかじめ整備することを目的とする。

※ 本章において、災害対策基本法に定める「指定緊急避難場所及び指定避難所」を「指定緊急避難場所等」という。

※ また、指定緊急避難場所等以外で、事実上避難の用に供される施設については、本章の趣旨を踏まえ、指定緊急避難場所等に準じた防災対策を講じる。(指定緊急避難場所等の指定に関するものを除く)

第2節 指定緊急避難場所等の整備

1 指定緊急避難場所等の整備

(1) 町は、地域の実態に即した指定緊急避難場所等・避難路等の整備を推進するものとする。

(2) また、凶記号等による分かりやすい案内板等の設置を行い、日ごろから指定緊急避難場所等の場所を分かりやすく掲示するよう努めるものとする。

2 指定緊急避難場所等の指定

町は、公園、公民館、学校等の公共的施設等から、その管理者の同意を得た上で、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に応じ、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

なお、指定緊急避難場所等を指定した場合、県へ通知するものとする。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

(1) 指定緊急避難場所

町は、災害ごとに、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に開設が可能な管理体制を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所の指定に当たり集落全体が土砂災害計画域内に含まれる地区については、同区域外の場所を指定し、早期の避難勧告等の発出に努めるものとする。

(2) 指定避難所

町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

また、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

一般の避難所では、生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、町保健センターあるいは介護保険施設、障がい者支援施設等民間福祉施設を福祉避難所として指定することができる。

(3) 自主避難場所

町は、災害が見込まれる場合、人的減災のため自主避難を呼びかけるものとする。

(4) 指定緊急避難場所等の指定基準

区分	災害種別	指定基準
指定緊急避難場所	地震以外の異常現象	①管理条件 災害が切迫している状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。 ②立地条件

		<p>異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。</p> <p>③構造条件 指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、このうち、洪水等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。</p>
	地震	<p>①管理条件 災害が切迫している状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。</p> <p>②当該施設が地震に対して安全な構造であること</p> <p>③場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。</p>
指定避難所		<p>①規模条件 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。</p> <p>②構造条件 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。</p> <p>③立地条件 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。</p> <p>④交通条件 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。</p> <p>⑤福祉避難所関係 専ら要介護高齢者、障がい者等の要配慮者のための指定避難所については、バリアフリー化され、また、相談や介助等の支援体制等を有すること。</p>
自主避難場所		<p>①管理条件 災害が見込まれる状況において、居住者等にあらかじめ定めた自主避難場所が開設される管理体制を有していること。</p>

なお、上記に加え、指定に当たっては、アスベストは地震等の影響により飛散する可能性があるため、アスベストが使用されていない施設であること（既に指定された指定緊急避難場所等についても、アスベストの使用の有無を確認するとともに、使用が確認された場合の処置工法が「除去」によらない施設については、指定の見直しを検討するものとする。）について留意するものとする。

(5) 指定緊急避難場所等以外の施設の活用

指定緊急避難場所等として指定されていない公共施設や、協力が得られる民間施設等も積極的に活用し、災害の態様に応じて十分な避難先が確保できるよう整備するものとする。

(6) 一時避難場所「支え愛避難所」への支援

地域住民は、最寄りの公民館等が被災者の居宅から近いため有効であると判断した場合は、自主的に避難し運営するように努めるものとする。

町は、一時避難場所の開設を確認した場合は、安全性を確認するとともに支援物資等の必要な支援に努めるものとする。

(7) 応援機関の受援施設との調整

ア 県が策定する「自衛隊受援計画」「鳥取県緊急消防援助隊受援計画」などで、応援機関の活動拠点として指定が想定されている施設については、原則として、指定緊急避難場所等として指定しないこと。

イ 既に指定された指定緊急避難場所等が応援機関の活動拠点として指定が必要となった場合には、県と調整の上、指定の見直しを検討すること。

ウ ただし、当該地域の事情により他に適当な施設がない場合は、避難者の生活と応援機関の活動拠点としての利用が相互に支障がないよう、利用方法等を調整しておくものとする。

(8) 施設管理者との事前協議

町は、指定緊急避難場所等として指定する予定の施設の管理者と使用方法、連絡体制について事前に協議し、災害対策が円滑に行われるようにしておくものとする。

(9) 学校の指定

町は、学校を指定緊急避難場所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定緊急避難場所等としての機能は応急的なものであることを認識の上、施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係者や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

なお、県立学校については、次のとおり事前協議を行うものとする。

ア 県立学校の施設を指定緊急避難場所等として指定する場合は、次の事項を該当校と協議・確認し、その結果を県教育委員会施設管理主管課（教育環境課）に報告するものとする。

(ア) 指定緊急避難場所等として指定する施設の範囲

(イ) 避難地区の範囲

(ウ) 避難地区住民への周知の方法

イ 県立学校の施設を指定緊急避難場所等として指定している町は、毎年度当初に上記事項を協議・確認し、その結果を県教育委員会施設管理主管課（教育環境課）に報告するものとする。

なお、学校施設は夜間は施錠されているため、開設に必要な事項（鍵の管理、緊急時の連絡先等）について、あらかじめ該当校と調整を図っておく。

(10) 指定管理者との調整

ア 指定緊急避難場所等の指定に当たって、指定管理者により管理されている施設については、施設を管理する地方公共団体は、あらかじめ指定管理者と必要な調整を行うものとする。

イ すでに指定緊急避難場所等に指定された施設が、指定管理者による管理施設となったときも、同様に必要な調整を行うものとする。

3 指定避難所の設備及び物資等の配備または準備

(1) 町は、指定避難所における避難の実施に必要な施設・設備の整備（連携備蓄を含む）に努める（換気、照明等の設備、給水施設、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備、避難所施設へのLPガスの常設等）とともに、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

(2) 避難生活に必要な物資等は、なるべく指定避難所や、その近傍に地域完結型の備蓄施設を確保の上、備蓄することに努める。（食料、飲料水、常備薬、毛布、携帯トイレ、炊き出し用具等）

(3) 浸水の可能性がある場所に堅牢な避難所を設置している場合は、なるべく施設の上階に保管する。

(4) 町は、「特設公衆電話の設置・利用及び通信の確保等の協力に関する協定」に基づき、災害時の被災者等の通信の確保を目的とした特設公衆電話の事前設置を検討する。

(5) 県及び町は、指定避難所となることが想定される学校等について、指定避難所となることを想定した施設のバリアフリー化、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。

4 避難路の確保・指定

町は、避難活動に当たって困難な事態が予想されるので、あらかじめ指定緊急避難場所等への避難路を指定し、必要な施設等の整備に努めるものとする。

(1) 避難路は、水路沿いやがけ地付近などを極力避けて選定するものとする。

(2) 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

(3) 災害時における混乱を防止し避難を容易にするため、郡家警察署は関係道路について、駐車禁止等の交通規制を実施する。

5 一時的な施設の借上げ等の準備

町は、多数の住民避難により指定避難所が不足する場合及び避難が長期化した際の要配慮者等の避難先として活用する場合を考慮し、民間賃貸住宅の借上げや、公的宿泊施設等の事業者とあらかじめ協定を締結することによる一時的な施設の借上げ等多様な指定避難所の確保に努める。

6 指定緊急避難場所等に関する広報

(1) 広報

町は、的確な避難行動をとることができるようにするため、次の事項につき、平素から防災マップ・ハザードマップ等の活用や訓練により、住民に対する周知徹底に努めるものとする。

ア 指定緊急避難場所等の名称及び所在位置

イ 指定緊急避難場所等への経路（避難路）

ウ 避難収容後の心得（収容された施設の運営管理のために必要な知識等）

第3節 運営体制の整備

1 避難所機能・運営基準等の策定

町は、避難所運営を円滑に実施するため、鳥取県防災対策研究会が策定した「鳥取県避難所機能・運営基準」を参考とする等して、次の事項に留意した避難所機能・運営基準等をあらかじめ策定するものとする。（基準については、資料編のとおり）

- (1) 指定避難所の規模に応じた受入規模
- (2) 夜間・休日等における開設手順
- (3) 配置職員規模
- (4) 避難者等の協力を含めた運営体制
- (5) プライバシーの確保
- (6) 要配慮者への配慮
- (7) いわゆるエコノミークラス症候群対策
- (8) 老若男女のニーズの違いを踏まえた配慮
- (9) 女性や子育て家庭のニーズを踏まえた対応
- (10) 女性の悩み、暴力被害者支援等の窓口の周知等
- (11) 指定避難所での備蓄整備（水、食糧、毛布、電球など）
- (12) 備蓄物資及び支援物資の配分計画

[避難所運営基準策定に当たっての参考情報]

- 「鳥取県避難所機能・運営基準」（平成19年2月、鳥取県防災対策研究会）
鳥取県危機管理局ホームページ：マニュアル・基準・指針
<http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/140549/2006hinanshokijun.pdf>
- 「避難所運営マニュアル（鳥取県標準モデル）」（平成23年6月、県福祉保健課通知）
鳥取県福祉保健課ホームページ：避難所運営マニュアル（鳥取県標準モデル）
<http://www.pref.tottori.lg.jp/169641.htm>
- 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月、内閣府（防災））
内閣府防災情報のページ：避難所の生活環境対策
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html>

2 指定避難所の運営組織の調整及び決定

- (1) 指定避難所開設時の避難者等の協力を得て運営する際の運営組織としては、自治会又は自主防災組織等が想定される。なお、運営組織役員への女性の参画に努めるものとする。
- (2) 町は、あらかじめ、指定避難所開設時の運営組織及び役割分担を調整し、定めておくものとする。

3 運営訓練の実施

町は、地域住民や指定避難所運営協力者等と連携した運営訓練等を実施するものとする。

第3章 帰宅困難者対策

第1節 目的

この計画は、地震等により交通機能が停止した際に、通勤者、通学者等で自宅に帰ることができない人達の発生による混乱の防止を図ることを目的とします。

第2節 帰宅困難者対策の推進

1 帰宅困難者の考え方

町は、各主要駅等で発生が予想される帰宅困難者数の把握に努めるとともに、必要な対策を推進するものとします。

(参考：帰宅困難者の設定例)

- ① 自宅までの帰宅距離が10km以下の方は、全員の徒歩帰宅が可能
- ② 自宅までの帰宅距離が10～20kmの方は、帰宅距離が1km増えるごとに10%ずつ帰宅者を逡減
- ③ 自宅までの帰宅距離が20km以上の方は、徒歩帰宅は困難

2 帰宅困難者に対する基本的な対策

(1) 帰宅困難者を発生させないための対策

町は、住民らが帰宅困難者とならないための対策や帰宅困難者となったときに混乱しないための対策について、日ごろから町民に対して、次のような取り組みを推進するよう啓発するものとします。

ア 正確な情報収集をするためのラジオの携帯

イ 地図、懐中電灯の準備

ウ 簡易食料（ビスケット、キャラメルなど）、飲料水、スニーカー等の準備

エ 家族と連絡手段・集合場所について話し合い

オ 安否確認（家族、遠くの親戚等）の方法（災害伝言ダイヤル等）の確認

カ 歩いて帰る訓練の実施

キ 季節に応じた冷暖準備（雨具、防寒服、手袋など）

(2) 事業所、学校等における対策の推進

事業所、学校等においては、従業員や生徒の一時保護施設の整備や非常用食糧の備蓄などの対策を推進するとともに、帰宅困難者が発生した場合の安否確認体制や主要駅やバスターミナル等への職員派遣体制を整備するものとします。

3 帰宅困難者を支援する対策

(1) 情報収集・提供の体制整備

町は、帰宅困難者が多く発生する主要駅やバスターミナル等との情報収集・提供体制を整備し、帰宅困難者が必要とする情報の迅速な収集・提供に努めるものとします。

(2) 帰宅支援の協力体制の整備

町は、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等の民間事業者と、帰宅困難者に対する飲料水やトイレの提供、交通情報などの各種情報提供など、帰宅支援の協力体制の整備を推進するものとします。

(3) 妊産婦、幼児、障がい者等の収容体制の整備

町は、妊産婦、幼児、障がい者等の距離を問わず帰宅が困難な者の健康面等を考慮し、一時的受入可能施設、支援内容等の情報の優先的な提供体制の整備を推進するものとする。

第4章 孤立予想集落対策計画

第1節 目的

この計画は、水害、地震等の災害による土砂崩落、積雪等により孤立が予想される集落（以下「孤立予想集落」という。）について、その対策の実施を図ることを目的とします。

第2節 孤立防止対策

水害、地震等の災害による土砂崩落、積雪等により交通が途絶した地域、特に、山間部の集落等においては、食糧、医薬品の不足又は急病患者の救急搬送等について著しい支障が生じることが予想されます。

これら孤立予想集落との連絡を確保し、住民の不安を除くよう努めるものとします。

1 物理的な孤立の防止

(1) 土砂災害、なだれ等の防止

(2) 孤立予想集落の特定

孤立予想集落は、次のとおりです。

郡家地域

(平成29年1月31日現在)

部落名	世帯	人口	近接部落との距離	備考
姫路	7	12	落岩 5.3 Km	
明辺	11	15	落岩 5.3 Km	
山志谷	8	14	麻生 2.2 Km	

八東地域

部落名	世帯	人口	近接部落との距離	備考
奥野	2	5	清徳 1.0Km	
佐崎	12	20	柿原 1.5Km	
茂谷	3	8	清徳 1.2Km	
清徳	5	8	三山口 2.5Km	

2 情報面の孤立の防止

物理的な孤立をもたらす土砂崩落等が発生した場合、電話線等の切断により、情報面の孤立が併発するおそれがあります。

この場合に備え、災害に強い衛星携帯電話を貸与しています。

第5章 避難行動要支援者の避難対策の整備計画

第1節 目的

この計画は、避難行動要支援者に対する災害時の避難体制について整備することを目的とする。

第2節 避難行動要支援者の実態把握と安全確保体制の整備

町は、避難行動要支援者について、自主防災組織や自治会等の範囲ごとに掌握しておく。

また、自治会、社会福祉協議会、在宅介護支援センター、民生児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、ボランティア団体等の協力により、安否確認の方法を決めるとともに、避難時の自治会や隣近所との協力体制づくりなど、避難行動要支援者の安全確保が図られる体制を整備する。

第3節 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

(1) 避難行動要支援者の定義

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で円滑かつ迅速な避難確保を図るため特に支援を要する者を避難行動要支援者と位置づける。

(要配慮者とは、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等災害時において特に配慮を要する者である。)

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

ア 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

イ 町は、災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、避難行動要支援者名簿（以下、本節において「名簿」という。）を作成するものとする。作成に当たっては、防災担当課（総務課防災室）と福祉関係課（町民課、福祉課、保健課他）との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握するものとする。

ウ 町は、避難支援等に携わる関係者として本計画に定めた関係機関（避難支援等関係者）に対し、名簿情報を提供することについて避難行動要支援者本人の同意を得た場合の他、必要な限度において災害対策基本法第49条の11の規定による避難行動要支援者本人の同意が得られない場合も含め、あらかじめ名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個人情報を守る義務及び名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

エ 町は、災害対策基本法第49条の11の規定による個人情報保護条例に基づき、個人情報保護審査会の同意を得る等、情報共有及び利用に当たっての体制整備に努めるものとする。

(3) 名簿の作成方針等

ア 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、次に掲げる者とする。

消防機関、郡家警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等

イ 名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する者の範囲は、町内の居住生活者で、次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 介護保険法の要介護認定要介護度3から5までである者

- (イ) 療育手帳A判定である者
- (ウ) 精神障害者保健福祉手帳1級である者
- (エ) 難病患者
- (オ) 身体障害者手帳1級または2級である者
- (カ) 上記以外で支援が必要な者

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿の作成に必要な個人情報は、災害対策基本法第49条の10第2項の各号に定めるとおりとする。

また、個人情報の入手方法は、対象者本人から聞き取りするほか、名簿の作成に必要な範囲で、関係課及び自主防災組織等から収集するものとする。

エ 名簿の更新に関する事項

地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したのものとなるよう、随時名簿を更新するものとする。

オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために求める措置及び講ずる措置

名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために求める措置及び講ずる措置は、次のとおりとする。

- (ア) 名簿は、当該避難行動要支援者を担当する自治会長、民生児童委員等避難支援等関係者に限り提供すること
- (イ) 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導すること
- (ウ) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
- (エ) 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること
- (オ) 名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導すること
- (カ) 名簿情報の取扱状況を報告させること
- (キ) 名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること

カ 要配慮者が円滑に避難のために立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

町が避難勧告等を発出した場合、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発出及び伝達に当たっては、次の点等について特に配慮するものとする。

- (ア) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること
- (イ) 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- (ウ) 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと

キ 避難支援等関係者の安全確保

災害時の避難支援等にあつては、避難支援等関係者本人またはその家族等の生命及び身体の安全を確保することが大前提であることから、町は、避難支援等関係者等が、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、安全確保に十分に配慮する。

また、その旨を避難支援等関係者及び、名簿掲載者へ周知するよう努める。

(4) 避難行動要支援者避難支援計画の策定

町は、国及び県が定めた避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針を基に、避難行動要支援者登録名簿や個別避難支援計画を整備し、平素より要配慮者の安全の確保を図るものとする。

第6章 要配慮者等の安全確保計画

第1節 目的

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時において特に配慮を要する者について、その状況を把握し、それぞれの態様に応じた防災知識の普及を図るとともに、災害時に備え、要配慮者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備・把握を進めることを目的とする。

第2節 要配慮者の安全確保計画

1 要配慮者の定義

要配慮者とは、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等災害時において特に配慮を要する者である。

2 要配慮者の把握

市町村は、災害の発生に備え、要配慮者に対する支援が適切に行われるように、福祉・保健関係課等とも連携の上、要配慮者の居住地や家族構成、災害時の支援の必要性等の情報を把握しておくように努める。

3 要配慮者へ配慮した取り組みの推進

(1) 町は、気象情報や避難に関する情報等が、要配慮者の多様な特性を配慮し、確実に伝達されよう体制の整備を行う。

また、防災知識の普及、防災訓練の実施、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場面において、要配慮者の態様に応じたきめ細かな施策を、他の福祉施策等との連携の下に行われるよう体制整備に努める。

(2) 町は、鳥取県公衆衛生活動チーム、鳥取県災害時福祉支援チーム及びこころのケアチーム等の受入体制を整備するなど、福祉・医療等の関係者と連携、協力して、要配慮者の多様な特性に配慮し、避難所等の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 町は、地域住民、事業者が平時からコミュニケーションを図り、災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うとともに、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行うことなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を推進していくよう、支え愛マップづくりの推進などを通じた住民の防災意識の向上のための取り組みに努めるものとする。

4 福祉避難所の確保

(1) 町は、一般の避難所では生活が困難な障がい者等要配慮者のため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定するとともに、平時から福祉避難所の対象となる要配慮者の現状把握に努めるものとする。

また、福祉避難所への避難を要さない要配慮者が一般の避難所で生活しやすくなるよう、一般の避難所において要配慮者向けのスペースを設ける等、保健師や福祉専門職の協力を得て、要配慮者の態様に応じた支援体制の整備等に努める。

併せて、福祉避難所等における要配慮者への必要な緊急的ケア、福祉サービスの手続きや調整などの支援体制について、平時から保健師や福祉専門職等と連携しながら整備するものとする。

(2) 県は、町が行う福祉避難所の整備や運営に必要な支援体制の整備やマニュアルの提示等により、災害時の早期開設及び良好な運営に向けた取り組みに協力するものとする。

5 要配慮者利用施設における体制整備

- (1) 町は、平時から、社会福祉施設、学校、医療施設などの要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）での災害時の受入・支援体制を整備するものとする。また、水防法及び土砂災害防止法の規定に基づき、要配慮者利用施設に係る警戒避難体制の整備を行うものとする。なお、土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策基本法指針では、「学校」については幼稚園、小学校、中学校、高等学校が対象として想定している。
 - ア 災害時の応援協定の締結
 - イ 福祉避難所として指定
 - ウ 災害時の連絡経路及び支援体制の確立
 - エ 施設利用方法等を確認
 - オ あらかじめ施設利用対象者を把握（把握後は避難方法を定める）
- (2) 県、町、施設管理者は、要配慮者利用施設の防災設備・資機材の整備、施設職員の防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実を図るものとする。
- (3) 八頭町地域防災計画にその名称及び所在地が定める。定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法及び土砂災害防止法に基づき、避難確保計画を策定し、避難訓練を実施するものとする。
- (4) 運用については、水害・土砂災害に係る要配慮者施設における避難計画点検ニ

ュアル

災害予防編（共通）

第6部

医療救助計画

第1章 医療（助産）救護体制整備計画

第1節 目的

この計画は、災害により医療機関が混乱し、被災地の住民が医療及び助産の途を失うことが十分予想されるため、県、町、その他関係医療機関が医療救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保し、被害の軽減を図るようあらかじめ医療救護体制を整備することを目的とします。

第2節 医療救護体制の確立

県、町、その他関係医療機関は、災害に備え、次のとおり医療救護活動体制を確立するものとします。なお、医療救護活動に準じて、助産の救護を行います。

1 県

「鳥取県保健医療計画」及び「災害時の医療救護マニュアル」に基づき、体制を整備するものとします。

- (1) 本庁は医療救護対策本部として、また保健所は現地医療救護センターとして位置付け、医療救護体制の整備を図るものとします。
- (2) 県立病院を後方医療機関として、また災害拠点病院として重症患者の受入れを速やかに実施するための整備を図るものとします。
- (3) 災害拠点病院の整備を図るものとします。
 - ア 地域災害医療センター（鳥取赤十字病院）
 - イ 基幹災害医療センター（鳥取県立中央病院）
- (4) 県立病院等救護班の編成体制を整備するものとします。
- (5) 負傷者の搬送体制の整備を図るものとします。
- (6) 後方医療機関の指定及び関係機関等への周知を図るものとします。
- (7) 県外病院の指定（協定の締結）を行うものとします。
- (8) 医療機関の被害、患者の収容状況等に関する情報収集体制の整備を図るものとします。
- (9) 患者搬送に必要な車両を事前に把握するものとします。

2 町

- (1) 負傷者の搬送体制を整備するものとします。
- (2) 医療救護所を指定及び整備するとともに、町民への周知を図るものとします。
- (3) 医療機関の被害、患者の収容状況等に関する情報収集体制を整備するものとします。
- (4) 自主防災組織の活用方法を検討するものとします。

3 日本赤十字社鳥取県支部（以下「日赤県支部」という。）

日赤県支部は、赤十字病院の医療救護班の編成体制及び後方医療機関としての整備充実を図るものとします。

4 社団法人鳥取県医師会（以下「県医師会」という。）及び社団法人鳥取県東部医師会（以下「東部医師会」という。）

- (1) 県医師会及び東部医師会は、救護班の構成体制について整備するものとします。
- (2) 医療機関の被害、患者の収容状況等に関する情報収集体制を整備するものとします。

5 社団法人鳥取県歯科医師会（以下「県歯科医師会」という。）及び社団法人鳥取県東部歯科医師会（以下「東部歯科医師会」という。）

県歯科医師会及び東部歯科医師会は、救護班の編成体制について整備するものとします。

6 社団法人鳥取県薬剤師会（以下「県薬剤師会」という。）

県薬剤師会は、救護班の編成体制について整備するものとします。

- 7 社団法人鳥取県看護協会（以下「県看護協会」という。）
県看護協会は、災害支援ナースの派遣体制を整備するものとします。

第3節 医薬品等の備蓄体制

県、町その他関係医療機関は、災害により医薬品等が不足することが予想されるため、次のとおりあらかじめ医薬品等を備蓄し、円滑な供給体制を確立するものとします。

1 県

- (1) 救護活動に必要な医薬品等を東部、中部及び西部の各医療圏ごとに備蓄するものとします。
- (2) 県立病院は、救護班の派遣及び後方医療機関として必要な医薬品等の備蓄に努めるものとします。
- (3) 医薬品等の迅速な確保、補給を図るため、県内の主要調達先の現状を把握するものとします。

2 町

医療救護所に必要な医薬品等の備蓄に努めるものとします。

3 日赤県支部

救護活動に必要な医薬品等を備蓄するものとします。

4 県薬剤師会

医薬品等の迅速な確保、補給を図るため、県内の主要調達先の現状を把握するものとします。

第2章 行方不明者の搜索、遺体の処理及び埋葬計画

第1節 目的

この計画は、災害により行方不明者の搜索、遺体の処理及び埋葬を実施することを目的とします。

第2節 行方不明者の搜索

1 実施機関

行方不明者の搜索は、災害救助法が適用された場合は県が実施するものとし、それ以外の場合は、町対策本部（町消防団）が実施するものとします。ただし、災害救助法が適用された場合であっても、その事務について県から委任を受けた場合は、町対策本部（町消防団）が実施するものとします。

2 実施の方法

実施の方法及び実施基準については、災害救助法の適用がある場合においては同法により、同法の適用がない場合においては、同法に準じて行うものとします。

なお、災害救助法に基づく搜索の実施について必要な事項は、この計画に定めるもののほか「災害応急対策編第1部第2章 災害救助法の適用」に定めるところによるものとします。

(1) 対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

(2) 実施期間

搜索を行う期間は、災害発生の日から10日以内とします。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、町は県に協議し、その同意を得た上で必要最小限度の期間を延長するものとします。

第3節 遺体の処理

1 実施機関

遺体の検視は警察署が行い、その後の処理は町が行うものとします。

なお、災害救助法が適用された場合は、県が遺体の処理を行うものとし、その事務について県の委任を受けた場合は、町が実施するものとします。

町は、「災害応急対策編第6部第3章 搜索、遺体処理及び埋葬」に基づき、遺体の処理を行うものとします。

2 遺体の処理を行う場合

災害の際に死亡した者について、社会混乱期により、遺体識別等のため洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存又は検案を行うことができない場合に、応急救助としてこれらの処置を実施するものとします。

3 検案

町は、次のとおり検案を行うものとします。

(1) 遺体の検案は、町長によって処理することを原則とします。ただし、検案を行うことが困難な場合は、一般開業の医師により行うものとします。

(2) 町長又は一般開業の医師は、遺体について死因その他医学的検査を行うものとします。

(3) 検案書の作成は、この計画による遺体の処理の対象としないものとします。

4 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

町は、遺体の識別のため、救護班の協力の下、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行うものとします。

5 遺体の一時保存

町は、遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため、短期間に埋葬ができない場合は、遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用又は寺院等の敷地に仮設等）に集めて、埋葬等の処置をするまで保存するものとします。

第4節 応急的な埋葬

1 実施機関

埋葬は、町が行うものとします。

なお、災害救助法が適用された場合は、県が埋葬を行うものとし、その事務について県の委任を受けた場合は、町が実施するものとします。

2 応急埋葬を行う場合

遺体の応急的な埋葬を実施する場合は、次のとおりです。

- (1) 災害の混乱時に死亡した場合（災害発生前に死亡した者で葬祭が終わっていないものを含みます。）
- (2) 災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合
 - ア 緊急に避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難であること。
 - イ 墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であること。
 - ウ 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨壺等が入手できないこと。
 - エ 埋葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、乳幼児等で埋葬を行うことが困難であること。

3 埋葬の方法

- (1) 埋葬は、町が棺、骨壺など埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供を行うものとします。
- (2) 埋葬は、原則として、遺体を火葬に付し、遺骨等を家族に引き渡すこととします。
- (3) 身元不明の遺体、引取人のない遺体については、遺体を火葬に付し、町で一定期間保管し、その後適切に処理するものとします。
- (4) 埋葬にあたって留意すべき事項は、次のとおりです。
 - ア 事故等による遺体については、警察署から引き継ぎを受けた後、埋葬するものとします。
 - イ 身元不明の遺体については、警察署と連携し、その調査にあたりとともに、遺体の取り扱いについては、遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年齢、容貌、特徴等を記録するものとします。
- (5) 町は、町内業者から棺を調達するものとします。ただし、町内業者のみで不足する場合は、県に棺の供給を要請するものとします。

なお、棺の調達については、この計画に定めるもののほか「災害応急対策編第8部第2章 生活関連物資の供給」に準じて行うものとします。
- (6) 町は、死体多数のため管内の火葬場のみで対応することが困難な場合は、県を通じて県内他市町村に応援を要請するものとします。

また、町は、遺体の搬送を行うことが困難な場合は、県に応援を要請するものとします。

なお、県への要請は、「第4部第3章 広域応援体制整備計画」に定めるところにより行うものとします。

第5節 災害救助法が適用された場合の遺体処理

災害救助法が適用された場合の遺体の処理については、この章に定めるもののほか「災害応急対策編第1部第2章 災害救助法の適用」に定めるところによるものとします。

1 遺体の処理期間

遺体の処理を行う期間は、災害発生の日から10日以内とします。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、町は県に協議し、その同意を得た上で必要最小限度の期間を延長するものとします。

2 災害救助法適用地域の遺体が同法の適用されない地域に漂着した場合の遺体の処理

災害救助法適用地域が社会的混乱のため、遺体の引き取りができない場合に限り、次の措置を講じるものとします。

(1) 遺体の身元が判明している場合

ア 遺体が県内の他市町村に漂着した場合は、当該市町村は、県の補助機関として遺体処理を実施するものとし、その費用は県が負担するものとします。

イ 遺体が他県の市町村に漂着した場合は、漂着地の市町村において処理されるものとし、その費用については、災害救助法第35条の規定により求償を受けるものとします。

(2) 遺体の身元が判明していない場合

ア 遺体の身元が判明していない場合であっても、遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は、(1)と同様に取り扱うものとします。

イ 遺体の身元が判明せず、かつ、被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、漂着地の市町村が行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定により処理するものとします。

災害予防編（共通）

第7部

交通・輸送計画

第1章 輸送計画

第1節 目的

この計画は、災害時における被災者の避難、救援物資、応急対策の実施に必要な人員、資機材等の輸送を円滑に処理するため、輸送体制の確立を図ることを目的とします。

第2節 実施機関

人員、物資等の輸送は、災害救助法が適用された場合は県が実施するものとし、それ以外の場合は、町が実施するものとします。ただし、災害救助法が適用された場合であっても、その事務について県から委任を受けた場合は、町が実施するものとします。

なお、輸送の方法等については、災害救助法の適用がある場合においては同法により、同法の適用がない場合においては、同法に準じて行うものとします。

第3節 輸送の原則

- 1 輸送は、原則として、人、物を提供する者が目的地まで実施するものとします。ただし、目的地までの輸送が困難な場合は、町又は県が定める輸送拠点までの輸送を行うものとします。
- 2 輸送は、原則として、輸送を行う機関が保有する輸送力（自動車、鉄道、船舶、航空機等）をもって行うものとします。ただし、保有する輸送力だけで実施することが困難な場合は、県に応援を要請するものとします。

第4節 輸送方法

1 輸送条件等の把握及び整理

町は、応急措置に必要な輸送に係るニーズ（輸送時間、輸送場所、輸送人員又は輸送物資の数量等）の収集、被災地域の状況把握（交通情報、気象状況等）、輸送条件の整理（緊急度、輸送手段の制限等）を行い、輸送力の見積りなど必要な準備を行うものとします。

2 輸送力の確保

(1) 町は、次の手段により必要な輸送力を確保するものとします。

- ア 物資等を提供する事業者等による輸送
- イ 町有車両による輸送
- ウ 町内の輸送機関による輸送
- エ 県の応援要請による輸送

(2) 町は、輸送力の確保にあたっては、(1)に掲げる順位により行うものとします。

(3) 町は、輸送について県に応援を要請する場合は、要請する輸送手段の種別に応じて、次に掲げる窓口を通じて調整を行うものとします。

【輸送手段の種別ごとの調整窓口】

輸送手段の種別	県調整窓口	備考
鉄道・トラック・バス等	企画部交通政策課	
消防防災ヘリコプター 自衛隊関係 その他応援機関	防災局防災危機管理課	

(4) 輸送手段の種別に応じた県内における応援機関は、次のとおりです。

【輸送手段の種別及び応援機関】

郵送手段の種別	応援機関又は応援手段	備 考
陸路（鉄道）	J R 西日本、若桜鉄道、智頭急行	
陸路（トラック）	日本通運、日ノ丸西濃運輸、 鳥取県トラック協会	
陸路（バス）	日ノ丸自動車、日本交通、 鳥取県バス協会	
空路（航空機）	第8管区海上保安本部航空機、 陸上、海上、航空自衛隊所属航空機、 地方公共団体ヘリコプター、 緊急消防援助隊ヘリコプター	

3 輸送拠点の設置及び管理

(1) 輸送拠点の設置

ア 町は、県と調整して、物資を仮集積する輸送拠点（一次・二次）を設置するものとします。

(ア) 第一次輸送拠点とは、県外等からの物資の引き受けを行う場所であり、県が港湾、漁港、空港等に設置するものとします。

(イ) 第二次輸送拠点とは、第一次輸送拠点から各市町村に輸送された物資の引き受けを行う場所であり、各市町村において設置するものとします。

(2) 輸送拠点の管理

町は、物資の引き受け及び保管並びに連絡調整を適正に行うため、第二次輸送拠点に職員を常駐させるものとします。

第2章 交通施設の災害予防

第1節 目的

この計画は、道路構造物の老朽化等による崩壊を防止するとともに、道路への土砂崩落や積雪等による影響を最小限とすることによって、交通手段及び移送手段を確保することを目的とします。

第2節 道路及び橋りょうの整備による災害予防

道路、橋りょうの整備は、水害をはじめ各種災害における避難、救援等に対する輸送路の確保のため必要なものであり、これらの整備を図ることにより、災害対策の円滑な遂行に資するものです。

- 1 防災幹線上の橋りょうについて耐震補強等の対策を優先的に講じていきます。
- 2 道路上における路側、法面などの崩壊を未然に防止し、交通の確保を図るため、次のような道路災害防除事業を行うものとします。
 - (1) トンネル補修（クラック、漏水対策）
 - (2) 路側法面崩壊防止（擁壁工、法面工）
 - (3) 浪害防止（浪返し擁壁）
 - (4) 地すべり対策（山腹段状切付工、くい打ち工、地下水排水工）

第3節 除雪による交通路の確保

1 除雪計画

本町内の国道及び県道の除雪については、国、県、市町村、その他関係機関からなる鳥取県除雪対策協議会の計画により行われますが、町道等その他の路線についても、町が基準を定め、除雪に努めるものとします。

2 除雪作業出動基準

新雪除雪は降雪量10cm程度を原則としますが、降雪が連続する恐れのある場合、又は気温が低く積雪深の減退の小さい場合等を考慮するものとします。

3 国、県道の除雪

本町内の国道及び県道についての除雪順位は、鳥取県除雪対策協議会の定める基準によりますが、本町内の該当路線・区間については、資料編のとおりです。

第4節 孤立予想部落

積雪による交通路の途絶が長期にわたる場合、生活必需品、医薬品の不足あるいは急病人等の搬出、火災時の消火活動の遅れ等、多くの問題が発生します。

これらの事態に対処するため、生活必需品、医薬品の確保等については、常に地域住民に広報し周知をはかることが必要です。

また、急病人、火災等の発生に際し、速やかに連絡を確保し、その活動を容易にするため消防機関とも協議し、その万全を期する必要があります。

なお、本町内で孤立を予想される部落は、第5部第3章の「孤立予想集落対策計画」のとおりです。

第3章 交通規制体制等の整備

第1節 目的

この計画は、交通の混乱の防止、応急活動に必要な緊急通行の確保、危険箇所の通行による二次災害の防止を目的として、公衆用道路の通行の禁止、制限等について定めることを目的とする。

第2節 交通規制体制等の整備

1 広域的な交通規制に係る連携

町は、国、県及び警察署が、大規模な災害発生時の広域的な道路状況について、平素から訓練を通じての連携の確立等を図るため、連携体制の確立に努めるものとする。

2 道路状況に係る情報提供手段の周知

道路管理者は、交通規制等情報の提供方法（ホームページ掲載など）について、あらかじめ住民への周知に努めるものとする。

第4章 ヘリコプター活用計画

第1節 目的

この計画は、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送等について各機関のヘリコプターを有効に活用することを目的とします。

第2節 災害対応するヘリコプターの種類と形態

1 ヘリコプターの種類

災害対応するヘリコプターの種類及び要請ルートは、次のとおりです。

【ヘリコプターの種類及び要請ルート】

ヘリコプターの種別	要請ルート	備考
鳥取県消防防災ヘリコプター	町又は東部消防局→県	
緊急消防援助隊(消防防災ヘリコプター)	・東部消防局→県→消防庁 ・県→消防庁	応援機数等は消防庁の判断
広域航空消防応援(消防防災ヘリコプター)	東部消防局→県→消防庁	応援機数等は要請側の判断
警察ヘリコプター	警察署→県警察本部→中国管区警察局	
海上保安庁ヘリコプター	県→第8管区海上保安本部境海上保安部	
自衛隊ヘリコプター	県→陸上自衛隊第8普通科連隊	
民間ヘリコプター		ドクターヘリ、災害対応機関チャーター機

2 ヘリコプターの活動内容

災害対応するヘリコプターの活動内容は、次のとおりです。

活動種別	内容	対応可能機関
情報収集活動	ヘリコプターテレビ電送システム等を活用し、被災地の状況等の災害情報の収集活動	消防防災・警察・海上保安庁・自衛隊・民間
救助活動	ホイスト装置等を活用し、地上部隊が接近困難な場所等での救助、救出活動	消防防災・警察・海上保安庁・自衛隊
救急活動	交通遠隔地からの患者搬送、高度医療機関への緊急輸送活動	消防防災・警察・海上保安庁・自衛隊・民間(ドクターヘリ)

第3節 主な消防防災ヘリコプターの概要

1 県消防防災ヘリコプター

(1) 運航規程

県消防防災ヘリコプターは、鳥取県消防防災ヘリコプター運航管理要綱及び鳥取県消防防災ヘリコプターの緊急運航に関する取扱要領の定めるところにより運航されます。

(2) 運航体制

ア 常駐基地 鳥取空港内(消防防災航空センター)

イ 活動日 365日（定期検査、点検整備の期間を除きます。）

ウ 運航時間緊急時においては、日の出から日没までですが、大規模災害時において、県が特に必要と認める場合は、夜間における災害応急活動（赤外線カメラによるヘリテレ映像の配信等）を行います。ただし、市街地及び海岸線の地域に限ります。

2 県警察ヘリコプター

(1) 運航規程

県消防防災ヘリコプターは、鳥取県警察用航空機の運用等に関する訓令の定めるところにより運航されます。

(2) 任 務

ア 警ら活動

犯罪、事故等の警戒及び予防、災害予防等の広報活動等

イ 特別活動

事件、事故等発生時における状況把握等の初動活動等

ウ 警察業務の支援活動等

大規模な災害警備、他県に対する応援派遣にかかる活動等

3 緊急消防援助隊（航空部隊）

出動要請、受援計画は「災害応急対策編第4部第1章 広域応援計画」を参照。

災害予防編（共通）

第8部

食糧・物資調達供給計画

第1章 生活必需物資備蓄・調達計画

第1節 目的

被災者の生活支援を円滑に実施するため、生活必需物資の備蓄及び調達体制を整備することを目的とします。

第2節 県と市町村の連携備蓄

1 県、町及び県内各市町村の連携備蓄

県及び県内各市町村は、県と県内各市町村の分散備蓄により経費及びリスクを分散し、災害時に適切な物資供給を実施するため、「県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領」に基づき、生活必需物資を連携して備蓄するものとします。

2 県内各市町村の備蓄

町及び県内各市町村は、次に掲げる品目について、人口に応じた数量を備蓄するものとします。

【市町村の連携備蓄品目】

乾パン、アルファ米、粉ミルク、保存水、飲料水容器、ほ乳瓶、ティッシュペーパー、タオル、トイレットペーパー、生理用品、簡易トイレ、毛布、紙おむつ（大人用、子ども用）、救急セット、懐中電灯、ラジオ、乾電池、防水シート、ロープ
--

3 町の備蓄

(1) 避難人口の想定

災害により避難所に収容し、保護する住民の人数は人口の約20パーセントを想定するものとします。

(2) 備蓄対象人数

想定された当該避難人口の3分の1に対応できる連携備蓄品目等を備蓄するものとします。

(3) 備蓄の方法及び場所

ア 備蓄する連携備蓄品目等を標準ユニットとして定めるものとします。

イ 標準ユニットを基に当該備蓄対象人数の割合に応じた必要なユニット数の備蓄を行うものとします。

ウ 標準ユニットの備蓄場所は、郡家地域は郡家備蓄倉庫、船岡地域は船岡備蓄倉庫、八東地域は、八東大型作業場とします。

4 県の備蓄

県は、大型の資機材（仮設トイレ、ストーブ、発動発電機、投光器等）を重点的に備蓄するものとします。

5 災害時の応援

(1) 災害時には、県、町及び県内各市町村が相互に連携して物資を補完するものとします。

(2) 県内の被災市町村に対する応援は県と被災地外の市町村が連携して行うものとします。

(3) 応援する県内市町村は、速やかに県内の被災市町村へ物資を輸送するものとします。

6 連携備蓄の状態保持

(1) 県、町及び県内各市町村は、定期的に備蓄物資の点検を実施し、良好な状態の保持に努めるものとします。

(2) 町及び県内各市町村は、消費期限、耐久期限のある品目について、期限が切れる前に更新するものとします。

(3) 各種の災害対応等により備蓄物資を消費した場合は、速やかに補填するものとします。

(4)町は、災害発生時の応急対策活動に従事する職員のローテーション等を考慮して、活動の維持に必要な食糧及び水等を備蓄するものとする。

第3節 備蓄の推進に係る普及啓発

町は、家庭及び事業所における備蓄の必要性及び推進について、町民に対し、インターネット、町報等の媒体を利用して、広く普及啓発に努めるものとする。

災害予防編（共通）

第9部

保健衛生対策計画

第1章 トイレ確保体制の整備

第1節 目的

この計画は、災害発生時における被災者のトイレを確保するための体制の整備について定めることを目的とする。

第2節 調達体制の整備

- 1 町は、平素から、簡易トイレの災害時の応急調達ルートの確保などの災害用トイレの整備を図るものとする。
- 2 町は、県との連携備蓄において、簡易トイレを整備する。

第3節 トイレ対策の留意点

トイレ対策の実施責任者は、次の点に留意して対策を講ずるものとする。

1 公共施設等の整備

学校、福祉施設、公園等の施設整備時は、災害時のトイレ応急対策について担当課とあらかじめ協議すること。

2 くみ取り体制の整備

災害時にはし尿のくみ取り処理が相当量発生することが予想されるため、あらかじめくみ取りの体制を整備しておくこと。

3 トイレ利用者への配慮

災害用トイレ製品に際しては、運搬が容易、手入れが不要又は簡易、高齢者、障がい者等でも利用し易いことなどに十分配慮して整備すること。

4 住民への普及啓発

災害用トイレの使用方法等に関して、平時より訓練や広報などを通じて住民に広く普及啓発を図ることにより、災害時に円滑に使用出来るよう備えるものとする。

また、発災直後においては、住民個々によるトイレ対応が必要とされることから、あらかじめトイレ本体の備蓄に努めるよう住民に対し普及啓発する必要がある。

第2章 障害物の除去体制の整備

第1節 目的

この計画は、津波、山くずれ、河川の崩壊等によって、道路、住居又はその周辺に運ばれたがれき、土石、竹木等の障害物を除去する体制を整備することを目的とする。

なお、障害物の除去は、道路、河川等にあつてはその本来の機能を発揮させるため、家屋等にあつては被災者の生活再建に資することを目的として行うものである。

第2節 障害物の除去体制の整備

1 町の体制

- (1) 市町村は、区域内の清掃能力の把握に努めると共に、災害時の清掃体制についてあらかじめ定めておくものとする。
- (2) 市町村は、生活ごみの処理方法及び予定場所、防疫用薬品の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。
- (3) 市町村は、災害廃棄物の分別方法をあらかじめ定めておくものとする。特に、収集時に分別を行わない場合については、最終処分に至るまでの行程及び実施責任者について、自らの処理能力（人的及び施設）を踏まえた上で検討し、具体的に定めておくものとする。
- (4) また、がれき等の災害廃棄物について、一時的に集積する場所及び最終処分の方法等をあらかじめ定めておくものとする。
- (5) 建設業者等と資機材応援に関する協定を締結。
- (6) 廃棄物関係団体と廃棄物の処理に関する協定を締結。

災害予防編（共通）

第 10 部

共助協働推進計画

第1章 民間との防災協力体制の整備

第1節 目的

この計画は、民間企業等の防災力の充実及び共助の推進を目的とする。

第2節 民間企業等との防災協力体制整備に向けての取組み

災害時における被害軽減や早期復旧に共助が欠かせないことから、民間企業等の防災力の充実を図るとともに、民間企業等と地域住民や自主防災組織、ボランティア、NPO及び行政が連携し、効率的、効果的な被害の軽減を図る。

1 防災協力メニューの明確化

町は、地域の特性や想定される災害の規模・被害を考慮し、民間企業等の防災協力の具体的なメニューを検討・提示することにより、民間企業等の防災活動への参加を推進するものとする。

2 防災協力事業所の推進

町は、他の自治体で取り組まれている防災協力事業所の導入を推進するとともに、制度を導入した際は、ホームページや広報誌等を活用し周知を図るものとする。

3 消防団協力事業所表示制度の推進

町は、消防団協力事業所表示制度を推進する。

4 防災協力協定の締結の推進

町は、様々な業種の民間企業等との応援協定の締結を推進し、多様な応急対策を確保するとともに、地域の防災の問題意識を共有する関係の構築を推進するものとする。

5 効率・効果的な防災協力の推進

町は、防災訓練などへの民間企業等の参加を推進し、平時から防災協力のための体制整備を推進するものとする。

6 民間企業等の防災力の向上

(1) 民間企業等は、災害時における事業継続の取組を進めるほか、建物の耐震化や住宅の耐震化の啓発、備蓄資機材の充実や防災訓練の実施、講習会等の防災教育を推進し、自らの防災力の向上に努めるものとする。

(2) 県及び市町村は、民間企業等の防災力の向上を積極的に支援するものとする。

第2章 災害ボランティア受入・派遣計画

第1節 目的

この計画は、災害時の災害ボランティア（生活支援及び医療救護）の受入及び派遣体制の整備を図ることを目的とします。

第2節 生活支援ボランティア

災害時のボランティア活動は、個々のボランティアの自主活動と主体的な参加を基本とするものですが、活動内容が多岐にわたり膨大であり、ニーズが場所、時間により変化します。

町社会福祉協議会は、情報の収集体制の整備及び活動を効果的に進める上で必要なボランティアコーディネーターの配置などボランティアの受入及び派遣体制の整備に努めるものとします。

第3節 医療救護ボランティア

被災者の人命救助や負傷者の手当は、災害発生後、最も緊急に対応する必要があり、かつ専門的で重い責任が要求され、危険度も高いことから、ボランティア活動の範囲は限定されます。

災害時において、被災者の手当は、日赤県支部の役割が大きいため、町内の体制については、日赤県支部の活動を根幹とし、補完的な観点から町独自のボランティア体制の整備を図るものとします。

1 活動内容

救命措置、応急手当、巡回診療、健康相談等の実施

2 ボランティアの構成員

町内外の医師、看護師、保健師、助産師など医療関係者

3 業務内容

(1) 町

町は、保健所及び東部医師会等と連携し、災害時における他地域からの派遣可能人員の把握に努めるものとします。

(2) 県

県は、県医師会及び日赤県支部と調整し、県内外からの派遣者の受入体制の整備に努めるものとします。

(3) 東部医師会

東部医師会は、災害時の管内の派遣可能人員を登録し、リストを作成するものとします。

(4) 日赤鳥取県支部

他の県支部からの派遣者の受入れについて、情報収集を行うものとする。

第3章 自主防災組織の整備計画

第1節 目的

地域住民の「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成される自主防災組織は、災害発生時にその被害を防止し、軽減するための防災活動を行う組織です。

特に、災害発生直後の要救助者の救出、初期消火等を迅速に行うなど被害の拡大防止にあたっては、自主防災組織の活動が極めて重要です。

この計画は、地域の実情に応じた自主防災組織の育成強化を図ることにより、地域住民の防災意識の高揚及び災害による被害の拡大防止を図ることを目的とします。

第2節 自主防災組織の整備

1 地域住民等による自主防災組織の整備・強化

(1) 自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努めるものとします。

2 自主防災組織に対する支援

(1) 町及び東部消防局は、自主防災組織の育成強化を図るとともに、必要な指導を実施するものとします。

(2) 地域住民の自主性を尊重しつつ、防災に関する知識及び情報を住民に積極的に提供し、地域の実情に即した組織の整備、強化に努めるとともに、各種資機材の整備充実を図るものとします。

第3節 自主防災組織の編成

1 自主防災組織内の編成は、一般的には次のようなものが考えられる。ただし、具体的な班編成の規模や方法等は、地域の実情に応じて定めるものとする。

- | | | |
|-----------|---------|------------|
| (1) 情報班 | (2) 救助班 | (3) 消火班 |
| (4) 避難誘導班 | (5) 救護班 | (6) 給食・給水班 |

2 組織の編成にあたっては、次の点に留意することが必要である。

(1) 活動班員については、特定の範囲の住民に偏らないよう配慮する。また、地域内の専門家や経験者を各班に設置する等（例えば、消防経験者は救助班又は消火班、アマチュア無線資格者は情報班、医師・看護師は救護班等）、組織の活動に実効性を持たせるものとする。特に、設立後に継続して活動することを視点に、消防防災経験者（消防職団員、警察官、自衛隊員、自治体の防災担当部局経験者等）、防災意識の高い者（防災士、防災ボランティア等）、コミュニティ活動を活発にしている者（町内会役員、民生委員、PTA役員、ボランティア活動者等）を活動の中心に据えることが望ましい。

(2) 昼間においては、自主防災組織の構成員が地域外に勤務して活動要員が不足することが考えられるため、各種状況を想定した組織編成に努めるものとする。

(3) 地域の防災や消防の活動に、女性の参画が進むよう配慮するとともに、既に女性消防クラブ等の組織がある場合には、それらの組織と積極的に協調しながら防災活動に取り組むことに努めるものとする。

(4) 過疎・高齢化が進む現状をふまえ、地域内の住民の役割分担を明確にする等、災害時の実効性が確保できる防災活動への取り組みが重要である。

第4節 自主防災組織の活動内容

1 平常時の活動

(1) 防災に関する知識、技術の習得及び向上

(2) 地域における危険箇所の把握及び認識（浸水予想区域、土石流等の危険箇所、危険物

施設、延焼拡大危険地域等)

- (3) 地域における避難路、避難体制、消防防災施設の把握及び広報
- (4) 避難行動要支援者の把握と支援体制
- (5) 地域における情報収集及び伝達体制、要救助者の救出体制の確認
- (6) 避難所及び医療施設の確認
- (7) 簡易型災害図上訓練及び防災訓練（情報の伝達、要救助者の救出、災害時要援護者の避難誘導、初期消火訓練を含みます。）の実施

2 災害発生時の活動

- (1) 情報の収集及び伝達
- (2) 地域住民の安否確認、避難誘導及び災害時要援護者の避難支援
- (3) 要救助者の救出、応急手当
- (4) 出火防止及び初期消火
- (5) 給食及び給水

第4章 災害時の事業継続の取組みの促進

第1節 目的

業務継続計画（以下「BCP」という）は、相互にサプライチェーンで深く結びついている、町、県他関係、民間企業（以下この章において「企業」という。）がその役割を果たすため、災害により被害を受けても重要業務を中断させず、あるいは、中断しても可能な限り短い期間で再開するよう、事業活動の中断が及ぼす影響をあらかじめ把握し、継続すべき重要業務や中断した際の復旧時間等の目標を設定し、「事業継続」の達成に向けた取組みを推進することを目的とする。

なお、BCP策定に当たっての基本的な考え方、運用については、「八頭町版業務継続計画（BCP）策定推進に関する基本指針」に基づくものとする。

第2節 基本理念と方針

1 BCP策定主体

八頭町

2 基本理念

災害時における早期復旧・復興のため、安全・安心で豊かな暮らしを継続する。

3 基本方針

- ① 人命の救出・救助を第一とし、被害の拡大を防止するとともに、行政、企業等の機能の低下に伴う、住民の生活や経済活動への影響を最小限にとどめるため、災害応急対策を中心とした非常時優先業務を最優先に実施する。
- ② 非常時優先業務の実施に必要な人員、資機材等の資源の確保・配分を行い、更に不足する場合は、広域的に応援を求め、それを受け入れていく。
- ③ 通常業務は非常時優先業務を最優先とし、業務資源（リソース）の回復状況に応じて、順次、早期に再開を目指す。

第3節 BCP策定の目的

- (1) いつ発生するかを予測できない災害（危機）に対して、町民が安心して豊かに暮らすために必要な業務（各種サービス、医療、福祉、就労、生産、販売等）を継続するための手順、戦略を日頃から備えておくことにより、適切な対応を迅速に実施する。
- (2) 自治体の機能を喪失させない体制づくりによる継ぎ目のない被災者支援
- (3) 企業活動の継続・早期復旧による被災地の早期復興のための体制づくり
- (4) 企業の災害（危機）対応能力向上による優位性の確保（顧客への安定的なサービスの確保）
- (5) 業務に必要な資源に着目することにより、全ての災害（危機）に対応し、PDC Aサイクルによるスパイラルアップによりその実効性を高めて、安全・安心で豊かに暮らせる地域づくりを目指す。

第4節 推進体制

BCPの策定を進めるため、主体組織を設置し、各分野と連携を図りながら、推進していく。

災害予防編（共通）

第 11 部

住宅対策計画

第1章 地震被災建築物応急危険度判定実施体制の整備

第1節 目的

この計画は、地震時において被災した建築物の防災・復旧対策を的確に実施するための「地震被災建築物応急危険度判定」の実施体制を整備することを目的とする。

第2節 建築物の防災・復旧への取組

1 町は、地震による建築物の防災・復旧対策を的確に実施するため、県による鳥取県建築物防災・復旧対策協議会を通じて設置し、以下の事業等についてあらかじめ調整を行う。

- (1) 建築物の耐震対策の促進に関すること。
- (2) 被災建築物応急危険度判定の実施体制の整備に関すること。
- (3) 住宅相談の実施体制の整備に関すること。
- (4) 罹災証明の技術支援の実施体制の整備に関すること。

第3節 地震被災建築物の応急危険度判定の実施体制の強化

町は、県における地震により被災した建築物が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う応急危険度判定の実施体制を強化するものとする。

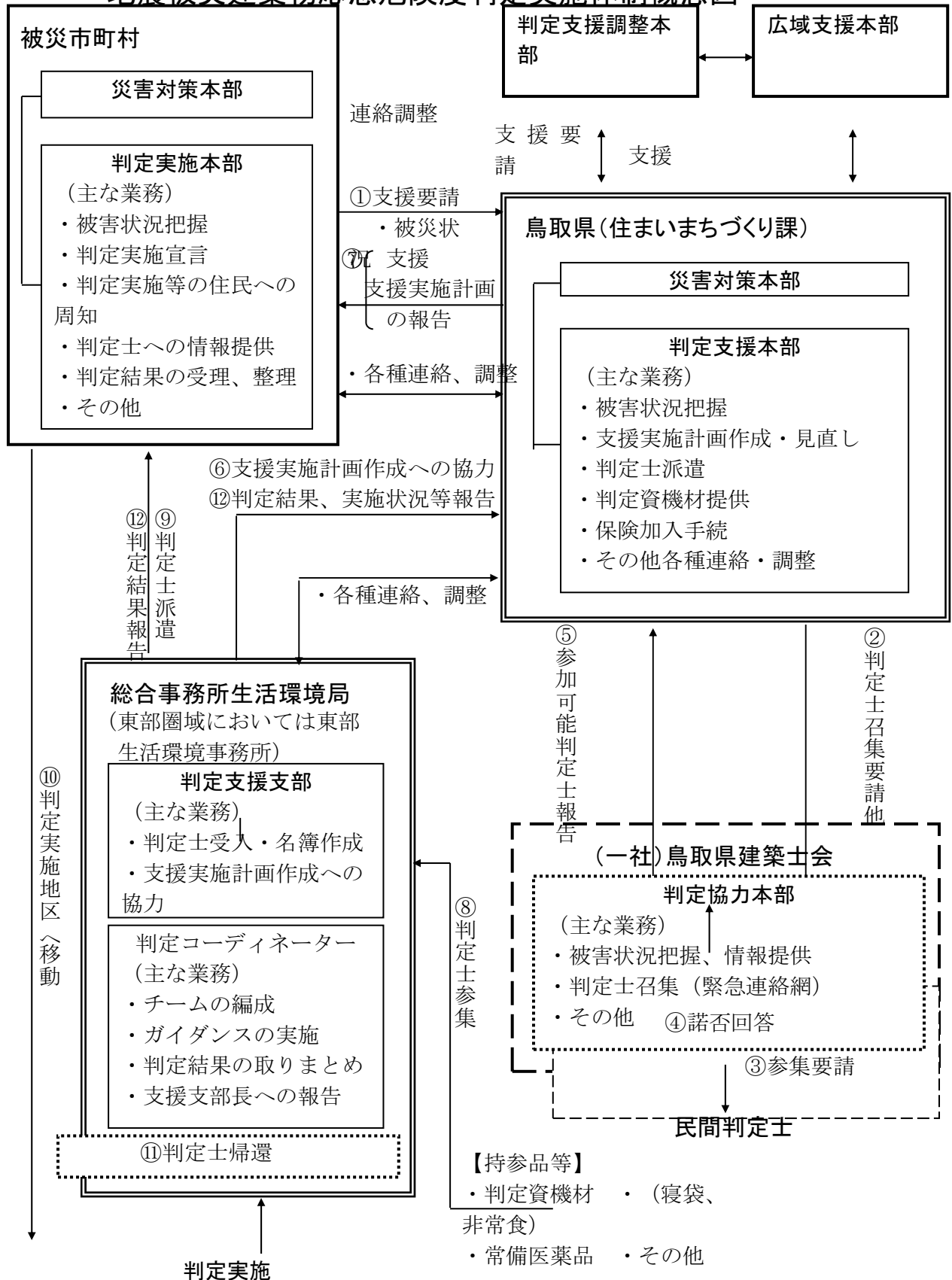
1 体制整備

町は、市町村地域防災計画による被害想定等に基づき、被災建築物の棟数を想定するとともに、市街地状況等を勘案し、倒壊等の被害が大きいと予想される地域をあらかじめ応急危険度判定の要判定地区として想定する等、円滑な判定実施のために必要な事項（判定区域、判定対象とすべき建築物、必要な判定士数等）や実施体制をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。

2 住民への周知

県及び市町村は、発災時に不安や混乱を招くことのないよう、応急危険度判定制度について日ごろから住民に周知するものとする。

地震被災建築物応急危険度判定実施体制概念図



○ 所有者等からの要請及び危険と思われる建築物について、主として外観調査による判定の実施を基

第2章 被災宅地危険度判定実施体制の整備

第1節 目的

この計画は、災害時において宅地に係る危険性を早期に判定する「被災宅地危険度判定」の実施体制を整備することを目的とする。

第2節 宅地建物防災への取組

1 町は、地震又は降雨により大規模な宅地被害が発生した場合の宅地危険度の判定を迅速的確に実施するため、県による鳥取県被災宅地危険度判定連絡協議会を設置し、以下の事務等に関する連絡調整や制度の充実を図る。

- (1) 被災宅地危険度判定の実施体制の整備（資機材を含む）に関すること。
- (2) 被災宅地危険度判定士（被災宅地危険度判定業務調整員を含む）の養成及び登録への協力に関すること。
- (3) 被災建築物応急危険度判定との連携に関すること。

第3節 被災宅地の危険度判定の実施体制の強化

町は、県において地震や降雨等により被災した宅地が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う危険度判定の実施体制を強化するものとする。

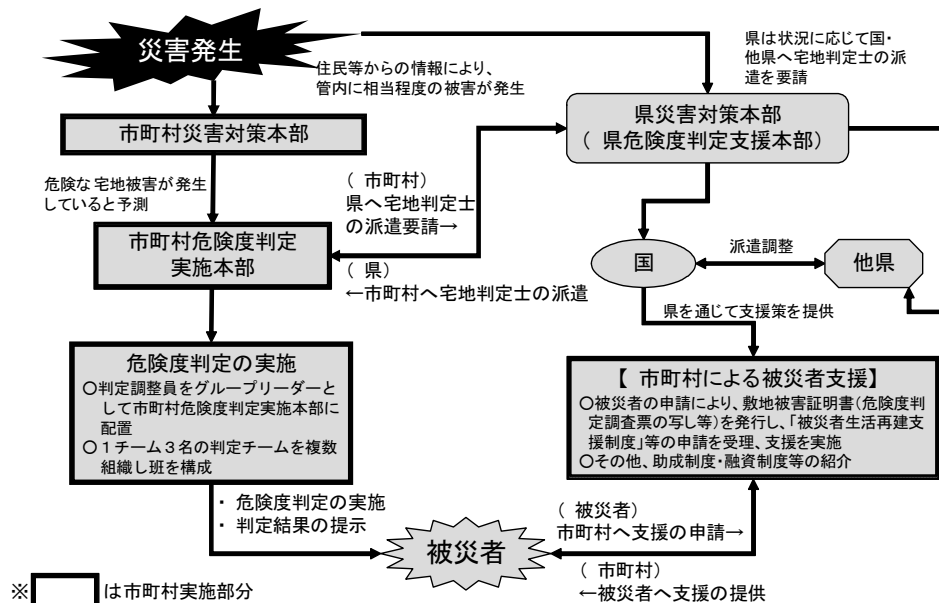
なお、県においては、実施体制確保のため、鳥取県被災宅地危険度判定実施要綱を定めている。

1 市町村の体制整備

- (1) 被災宅地危険度判定を円滑に実施できる体制の整備、強化
- (2) 被災宅地危険度判定に関する情報を住民に周知

※ 留意事項：平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の被災地では、被災宅地危険度判定の結果を罹災証明に用いた事例あり。

被災宅地危険度判定及び被災者支援の流れ



第3章 被害認定及び罹災証明書の発行体制の整備

第1節 目的

この計画は、災害時に被災した住家の被害程度（全壊、半壊等）を判定する被害調査を実施し、罹災証明書が遅滞なく発行できるよう、罹災証明書の発行体制を整備するとともに被災証明書の発行を目的とする。

第2節 罹災証明書の発行体制の整備

- 1 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
- 2 県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修会の実施等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。

第4章 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

第1節 目的

この計画は、災害により住宅を失い、又は破損によって居住ができなくなった世帯に対して、応急住宅の建設及び応急修理を施し、生活再建の場を確保することを目的とします。

災害により住宅を失い、又は破損によって居住ができなくなった世帯に対する応急住宅の建設及び応急修理は、町が実施するものとし、災害救助法の適用がある場合においては同法により、同法の適用がない場合においては同法に準じて実施するものとしします。

第2節 災害救助法が適用された場合における住宅の応急仮設

災害救助法が適用された場合における住宅の応急仮設については、この計画に定めるもののほか、「災害応急対策編第1部第2章 災害救助法の適用」に定めるところによるものとしします。

1 実施機関

災害救助法が適用された場合における住宅の応急仮設は、県が実施するものとしします。

ただし、県の権限を委任された場合は、県が提示する設計書に基づき、町が実施するものとしします。

2 対象者

災害救助法が適用された場合における住宅の応急仮設については、災害により住宅を失った者で直ちに住宅を確保できない者のうち、特に必要と認められた者に対して行うものとし、具体的には次のとおりです。

- (1) 住家が全壊、全焼又は流失した者
- (2) 居住する住家がない者
- (3) 自らの資力をもってしては、住宅を得ることができない者

3 建設戸数及び入居者の決定

建設戸数及び入居者は、県がその意見を聴いて決定するものとしします。ただし、県の権限を委任されている場合は、町が決定するものとしします。

町は、民生委員、介護支援専門員等を構成員とする選定会を設け、対象者の入居順位を定めて、県に調査書を提出するものとしします。

4 建設用地の選定

建設用地の選定及び確保は、町が実施するものとしします。

建設用地の選定にあたっては、できる限り集団的に建築できる場所として、公共用地を優先して選定するものとしします。ただし、公共用地による確保が困難な場合は、災害救助法第26条第1項の規定に基づき、応急公用負担により建設用地を確保するものとしします。

5 建設期間

建設期間は、災害発生の日から20日以内としします。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、町は県に協議し、その同意を得た上で必要最小限の期間延長を行うものとしします。

6 応急仮設住宅の管理及び供与期間

応急仮設住宅の管理は、町が県の委託を受けて管理するものとしします。

なお、被災者に供与できる期間は、その建築工事が完了した日から2か年としします。

ただし、特殊事情により存続する場合は、必要に応じ一般の低家賃住宅としての措置を講じるものとしします。

供与にあたっては、町は、入居者から入居期間等を記した入居誓約書の提出を受けた後

に入居させるものとしします。

また、町は、入居中も入居者に対して住宅の斡旋を積極的に実施し、早い機会に他の住宅へ移転させるよう措置するものとしします。

7 応急仮設住宅建設の留意事項

- (1) 被災集落ごとに仮設住宅を設けるなど既存の地域コミュニティの確保に配慮するものとしします。
- (2) 一定規模以上の仮設住宅の集落ごとに集会場を整備し、巡回相談、健康相談等の拠点とするとともに、仮設住宅におけるコミュニティの維持増進を図るものとしします。

第3節 災害救助法が適用された場合における住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合における住宅の応急修理については、この計画に定めるもののほか、「災害応急対策編第1部第2章 災害救助法の適用」に定めるところによるものとしします。

1 実施機関

災害救助法が適用された場合における住宅の応急修理は、県が実施するものとしします。ただし、県の権限を委任された場合は、町が実施するものとしします。

2 対象者

災害救助法が適用された場合における住宅の応急修理については、災害により住宅を失った者で直ちに住宅を確保できない者のうち、特に必要と認められた者に対して行うものとし、具体的には次のとおりです。

- (1) 住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者
- (2) 自らの資力では応急修理できない者

3 応急修理の実施方法

- (1) 修理家屋の選定は、県が町の意見を聴いて決定するものとしします。ただし、県の権限を委任されている場合は、町が実施するものとしします。
町は、民生委員、介護支援専門員等を構成員とする選定会を設け、対象家屋の順位を定めて、県に調査書を提出するものとしします。
- (2) 修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない部分のみを対象としします。
- (3) 修理は、「災害応急対策編第1部第2章 災害救助法の適用」に掲げる基準以内で、各戸にそれぞれの必要最小限度の修理を実施するものであって、一律に基準単価の範囲の修理を実施するものではありません。

4 応急修理の規模

応急修理の規模については、特に修理部分の面積の制限はありませんが、居室、炊事場及び便所など日常生活に欠くことのできない部分に限ります。

5 応急修理の期間

応急修理は、災害発生の日から1か月以内に完成するものとしします。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、町は県に協議し、その同意を得た上で必要最小限の期間延長を実施するものとしします。

第4節 公営住宅の空室等の確保

町は、必要に応じて、災害により滅失した住居に居住していた者に対し、公営住宅の空室を貸与するものとしします。

また、町は、必要に応じて、災害対策基本法第64条第1項（災害救助法が適用されている場合においては同法第26条第1項）の規定に基づき、応急公用負担により旅館等の施設

を使用し、一時貸与するものとします。

また、この場合における入居方法については、第2節3及び6に準ずるものとします。

第5節 災害公営住宅の建設等

町は、災害により滅失した住居に居住していた低所得者に貸借するため、必要に応じ、災害により滅失した住宅の戸数の3割以内については、3分の2の国の補助を得て、恒久住宅として建設するものとします。

第6節 建設資機材及び建設業者

応急復旧に要する機械資機材の調達方法等については、「災害応急対策編第4部第2章 機械・資機材の調達計画」に定めるところによるものとします。

災害予防編（共通）

第 12 部

文教対策計画

第1章 文化財災害予防計画

第1節 目的

この計画は、文化財や歴史的価値がある公文書等を各種災害から保護することを目的とします。

第2節 現況

国においては文化財保護法（昭和25年法律第214号）によって、選定又は登録しています。県においては、鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）によって、国の指定又は選定に準ずるものを指定又は選定しています。

町においては、八頭町文化財保護条例（平成17年八頭町条例第94号）によって、町にとって重要なものを八頭町指定文化財に指定しています。

なお、町内における指定文化財の現況は、資料編のとおりです。

第3節 文化財の保護管理

1 保護、管理等の責任

指定、選定又は登録された文化財の保護、管理等については、国、県及び町とも当該文化財の所有者、管理者等の責任において実施することになっています。

2 保護、管理等の指導

- (1) 国の指定、選定又は登録に係るものについては文化庁長官が、県の指定又は選定に係るものについては鳥取県教育委員会（以下「県教育委員会」といいます。）が、町の指定又は選定に係るものについては八頭町教育委員会（以下「町教育委員会」という。）が保護、管理等について必要な命令、勧告、指示又は助言をすることができることになっています。

災害予防編（共通）

第 13 部

農業災害対策計画

第1章 農業災害予防計画

第1節 目的

この計画は、農作物の防災基盤を確立するための各種防災指導について定めることを目的とします。

第2節 農業防災体制

町は、気象の長期予報又は警報により農作物災害の発生するおそれが著しい場合には、被害を予防するため、鳥取県農業気象協議会（以下「県農業協議会」という。）と連携を図りつつ、農作物等の防災に関する技術対策の確立と普及徹底に努めるものとします。

第3節 農作物の災害予防対策

1 災害防止技術対策

災害別の農作物の防災技術については、その都度、県農業協議会が樹立しますが、町は、八頭地方農林振興局及び農業改良普及部等と連携して、日頃から関係農家に対し、災害予防に関する技術指導に努めるものとします。

2 町は、台風その他の災害が予想される場合、各農作物について、事前措置の徹底を図り、被害を最小限に抑えるものとします。

3 災害予防応急対策

町は、農作物等に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、応急措置が必要と認められる場合は、関係機関と協議の上、応急対策機材や資材の確保、幹旋等を行い、被害防止に努めるものとします。

第4節 病虫害防除対策

町は、災害により病虫害の発生が予想される場合には、次に掲げる対策を実施するものとします。

1 実態の早期把握

町及び農業団体等の防除関係者は、区域内の農作物の被害及び病虫害の発生状況等を早期に把握するとともに、県に緊急報告するものとします。

2 防除の指示及び実施

県は、町、農協等から通報された災害状況に基づき、病虫害の防除対策を検討し、町に対して具体的な防除の実施を指示するものとします。

町は、県の指示により緊急防除班を編成し、短期（3日間程度）防除を実施するものとします。

3 農薬の確保

町は、災害により緊急に農薬確保の必要が生じた場合、県又は全国農業協同組合連合会鳥取県本部及び農薬取扱業者に対し、手持農薬の被災地向け緊急提供を依頼するものとします。

4 防除機具の確保

町及び農協等は、区域内の防除機具を整備、把握することにより、必要に応じて、緊急防除の実施の際に、集中的に防除機具の使用ができるよう努めるものとします。

災害予防編（共通）

第 14 部

被災者支援計画

第1章 被災者支援体制の整備

第1節 目的

災害により被災した町民の支援体制の整備について定めることを目的とする。

第2節 被災者支援体制の整備

1 私人間の紛争の防止及び調整体制の整備

(1) 土地建物専門家等の要請・斡旋体制の整備

大規模災害発生後、災害復興時においては、共同住宅の再建、土地境界の移動等、土地・建物に係る私人間の又は自治体と私人間の紛争が多く発生することが想定される。

(2) 地籍調査の推進

町は、災害発生時の境界の元の位置の確認による迅速な復旧及び紛争の軽減のため、地籍調査の実施を推進するものとする。

ア 地震、土砂崩れ、水害等で土地の形状が変化した場合における、元の土地の境界に関する正確な記録がないことによる復旧の遅れ等を防止する。

イ 地籍調査で、個々の土地境界の位置を地球上の座標値と結びつけ、成果を数値的に管理することにより、万一の災害の場合にも境界を正確に復元することを可能とする。

2 被災児童等の援護体制の整備

町は、県等と連携し、メンタルケアや保育所等の入所枠の拡大等、大規模災害により保護者を失った孤児の保護及び父子家庭・母子家庭になった児童世帯等の支援体制の整備に努める。

3 被災者等への的確な情報伝達活動

町は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。